

建設業許可申請関係書面の記載例

(近畿地方整備局管内の国土交通大臣許可業者向け記載例)

国土交通省 近畿地方整備局
建政部 建設産業第一課
(令和5年7月)

建設業許可申請関係書面の記載例（法定書類）

記載例 目次

様式第一号	建設業許可申請書	1	様式第七号の三	健康保険等の加入状況	23
別紙一	役員等の一覧表	2	様式第八号	専任技術者証明書（新規・変更） 〔新規・許可換え新規〕	24
別紙二（1）	営業所一覧表（新規許可等）	3	様式第八号	専任技術者証明書（新規・変更） 〔般特新規〕	25
別紙二（2）	営業所一覧表（更新）	4	様式第八号	専任技術者証明書（新規・変更） 〔業種追加〕	26
別紙三	収入印紙等貼付台紙	5	様式第九号	実務経験証明書	27
別紙四	専任技術者一覧表	6	様式第十号	指導監督的実務経験証明書	28
様式第二号	工事経歴書	7	様式第十一号	建設業法施行令第3条に規定する 使用人の一覧表	29
別紙	工事経歴書の記載フロー	8	様式第十二号	許可申請者の住所、生年月日等に関する 調書	30
様式第三号	直前3年の各事業年度における工事施工 金額	9	様式第十三号	建設業法施行令第3条に規定する使用 人の住所、生年月日等に関する調書	31
様式第四号	使用人数	10	様式第十四号	株主（出資者）調書	32
様式第六号	誓約書	11	様式第十五号	貸借対照表	33
様式第七号	常勤役員等（経營業務の管理 責任者等）証明書	12	様式第十六号	損益計算書	35
様式第七号別紙	常勤役員等の略歴書	13	様式第十七号	株主資本等変動計算書	37
様式第七号の二（第一面）	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接 に補佐する者の証明書	14	様式第十七号の二	注記表	38
様式第七号の二別紙一	常勤役員等の略歴書	15	様式第十七号の三	附属明細書	40
様式第七号の二（第一面）	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接 に補佐する者の証明書	16	様式第二十号	営業の沿革	42
様式第七号の二別紙一	常勤役員等の略歴書	18	様式第二十号の二	所属建設業者団体	43
様式第七号の二（第二面）	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接 に補佐する者の証明書	19	様式第二十号の四	主要取引金融機関名	44
様式第七号の二（第三面）	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接 に補佐する者の証明書	20	別表資料 ①	有資格区分一覧表	45
様式第七号の二（第四面）	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接 に補佐する者の証明書	21	別表資料 ②	許可申請書と添付書類一覧	47
様式第七号の二別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の 略歴書	22			

記載例に関するお問い合わせ先

〒540-8586

大阪府大阪府中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎

TEL : 06-6942-1141

国土交通省 近畿地方整備局 建政部 建設産業第一課 建設業係

〈許可申請の手続きについて〉

1. 「申請の方法」と「標準処理期間」

(1) 申請の方法

(1) 申請の方法

- ① 申請書類は、近畿地方整備局に郵送又は直接提出願います。
- ② 審査の結果、許可基準を満たしていると判断された場合は、許可通知書が近畿地方整備局長から申請者に送付されます。ただし、許可基準を満たしていないと判断された場合は、許可の拒否通知書が送付されます。

(2) 標準処理期間

申請から許可等の処分がなされるまでに通常要する標準的な処理期間は、**概ね90日程度**を目安としています。

- ・ **上記期間には、書面上の不備の是正を求める補正等に要する期間を含みません。**

2. 申請書類等の「提出部数」と「提出方法」

- ・ 申請書類の提出部数は、**正本1部と副本1部(※)を提出して下さい。**
※副本は申請書の1枚目のコピーのみ提出してください(申請:様式第1号)
- ・ 提出書類は**紐綴じ**にし、書類がバラバラにならないようにして下さい。

提出方法①(郵送の場合)

- ・ 書類を下の各宛先まで郵送してください。その際は、下記URLから専用の宛先用紙をダウンロード・印刷し、必要事項をご記入のうえ封筒に貼り付けて送付してください。(郵送代金に不足のないようにお願いします。)

＜宛先＞ 〒540-8615

大阪府中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎9F
近畿地方整備局 建設部 建設産業第一課 建設業係宛て

＜URL＞ https://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/kensetsu/daizinkyoka_sinsa/kensetsu.html

【送付方法について】

- ・ 重要な書類については、書留など記録の残る配達方法により送付してください。
- ・ 審査中、問い合わせをさせていただくことがありますので、提出される書類の控えを保管してください。

【受付について】

- ・ 書類の受付日は発送日ではなく、近畿地方整備局の受付日となりますので、余裕を持って発送してください。
- ・ 受付印は、副本(申請書1枚目のコピーのみ)に押し返送します。返送用の封筒(切手貼付・返送先記載のもの)を同封ください。(返信用封筒が同封されず、提出のみいただいた副本は、一定期間(3ヶ月程度)経過後、処分します。)

提出方法②(持参の場合)

- ・ 書類を下の場所まで持参してください。

＜持参先＞

大阪府中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎 9階 近畿地方整備局 建設産業第一課

＜受付時間＞

午前9時30分～午後4時30分

※「平日の正午から午後1:00まで」及び「行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日」は除きます。

【受付について】

- ・ 事前の予約はできません。
- ・ 窓口で本人確認を行いますので、従業員の方は社員証等、行政書士の方は行政書士証等の提示をお願いします。
- ・ 副本に受付印を押し、お返しします。
- ・ 受付時間中は随時、提出書類の形式チェックをさせていただきます。専用受付窓口はありませんので、混雑する際には、お待ちいただくことがあります。時間に余裕をもってお越しください。

※郵送による申請にご協力をお願いします。

【その他】

- ・ 審査中、問い合わせをさせていただくことがありますので、提出される書類の控えを保管してください。
- ・ 大手前合同庁舎はセキュリティゲートを設置しています。1階受付において来庁者受付票に必要事項をご記入いただくとともに、身分証をご呈示いただき、「一時通行証」をお受取りのうえ入館してください。
- ・ 駐車場は数に限りがありますので、なるべく公共交通機関でのご来庁をお願いします。

建設業許可申請書

この申請書により、建設業の許可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

申請日を記入。

令和 2年

不要な文字は消すこと。

(登記上)

大阪府大阪市北区中之島

(事実上)

大阪府大阪市中央区大手前3-1-4

株式会社 近畿建設

代表取締役 近畿 太郎

・法人である場合は本店の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載。ここでいう本店とは「主たる営業所」をいう。
・「主たる営業所」が登記上の本社・本店と異なる場合は登記上・事実上住所を並記する。
・許可申請書類の作成等を代理人を通じて行う場合は、申請者に加え、その者の氏名も記載します。
(その場合は作成に係る委任状の写しの添付が必要)

近畿 地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者

行政庁側記入欄
大臣コード 知事
許可番号 01
申請の区分 02
申請年月日 令和 03年 00月 00日
国土交通大臣 許可(一般) 第 00000000 号 令和 11年 13月 15日
許可の有効期間の調整 1 (1. する) (2. しない)

(注) 申請者は太枠内は記入しないこと。

今回の申請と併せ、既に許可を受けている建設業の全部について、許可の更新の申請をする場合は「1」を、そうでない場合は「2」を記入。

許可を受けようとする建設業 04 22
申請時において既に許可を受けている建設業 05 22
商号又は名称のフリガナ 06 キンキケンセツ
商号又は名称 07 (株) 近畿建設
代表者の氏名 08 キンキ タロウ
代表者又は個人の氏名 09 近畿 太郎
主たる営業所の所在地コード 10 27128
主たる営業所の所在地 11 大手前3-1-4
電話番号 12 540-8586

法人の種類は略字で記入
株式会社 → (株)
特別有限会社 → (有)
合資会社 → (資)
合名会社 → (名)

濁点、半濁点を有する文字は一文字として記入します。
例: ダ ビ

(1. 一般) (2. 特定)

一般建設業の許可については「1」を、特定建設業の許可については「2」を記入。
・項番04は今回の許可申請により、許可を受けようとする建設業について記入。
・項番05は現在、国土交通大臣の許可を受けている業種について記入。
(新規・許可換え新規の場合は記入しない)

コードに含まれる都道府県、市区町村名を記入。

項番10に続く住所を記入。「丁目」、「番」及び「号」については「-」ハイフンを用いて記入する。

局番との間は「-」ハイフンで縦書きで記入する。

申請時の資本金を千円単位で右詰めで記入。(千円未満切り捨て) ファックス番号 06-6942-1234
資本金額又は出資総額 00000000 (千円)
法人番号 1234567890123
法人又は個人の別 13 1 (1. 法人) (2. 個人)
兼業の有無 14 1 (1. 有) (2. 無) 建設業以外に行っている営業の種類 宅地建物取引業

法人番号は13桁全て記入する。

兼業がある場合は、「1」と記入し、その兼業内容を記入する。

許可換えの区分 15 2 (1. 大臣許可→知事許可 2. 知事許可→大臣許可 3. 知事許可→他の知事許可)
大臣コード 知事
旧許可番号 16 01
国土交通大臣 許可(一般) 第 00000000 号 令和 11年 13月 15日

許可換え新規の場合は、「2」を記入。

・項番15、16は「許可換え新規」を申請する場合のみ記入する。
・許可年月日が複数ある場合は、そのうち最も古いものを記入。

役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。

連絡先 行政庁のコード
所属等 建設産業第 福井県 → 18
滋賀県 → 25
京都府 → 26
大阪府 → 27
兵庫県 → 28
奈良県 → 29
和歌山県 → 30

氏名 近畿 一郎 電話番号 06-942-1142

本申請内容に係る質問等に対応できる者の所属・氏名・電話・Fax番号を記入する。

閲覧に供される書類のため、個人携帯等記載しないようにご注意ください。

役員等の一覧表

令和2年 10月 1日

役員等の氏名及び役名等			
フリガナ氏	カナ名	役名等	常勤・非常勤の別
キンキ 近畿	タロウ 太郎	代表取締役	常勤
キンキ 近畿	イチロウ 一郎	取締役	非常勤
キンキ 近畿	ジロウ 二郎	取締役	常勤
キンキ 近畿	サブロウ 三郎	相談役	常勤
キンキ 近畿	シロウ 四郎	顧問	非常勤
キンキ 近畿	ゴロウ 五郎	株主等	—
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>本様式に記載した内容は、様式第十二号の記載内容と一致します。</p> </div>			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>取締役等に準ずる者としての職制上の地位について、常勤役員等（経營業務の管理責任者）の個別認定を受けた者も記載が必要となります。 ※その場合の「役名等」は認定を受けた地位での役職名（「執行役員」等）を記載してください。</p> </div>			
<div style="border: 2px solid green; border-radius: 20px; padding: 10px; margin: 0 auto;"> <p>記載方法</p> <p>1 「役員等の氏名及び役名等」の欄に記載する者は、法第5条第3号に規定する役員等に該当する者です。「業務を執行する社員」とは持分会社の業務を執行する社員を、「取締役」とは株式会社の取締役を、「執行役員」とは指名委員会等設置会社の執行役員を、「これらに準ずる者」とは法人格のある各種の組合等の理事等をいい、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は、本欄の役員には含まれません。 また、本別紙には、「相談役」及び「顧問」のほか、「その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役員若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者」である可能性がある者として、少なくとも「総株主の議決権の100分の5以上を有する株主」及び「出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者」（個人であるものに限る。）について記載して下さい。 この他、役職如何を問わず取締役と同様以上の支配力を有する者がある場合にはその者についても記載して下さい。</p> <p>2 「常勤の役員」とは、原則として、本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに毎日所定の時間中その職務に従事している者が該当します。</p> </div>			

「常勤の役員」とは、原則として本社、支店等において休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに常時所定の時間中、その職務に従事している者をいう。

・フリガナを必ずつける。
・登記事項証明書（商業登記簿）に記載されている字で記入する。

1 法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
2 「株主等」については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「常勤・非常勤の別」の欄に記載することを要しない。

営業所一覧表（新規許可等）

行政庁側記入欄

一般建設業の許可については「1」を、特定建設業の許可については「2」を記入。
 ・項番83、88の上段は当該営業所において営業しようとする建設業の全てを記入。
 ・下段の「変更前」の欄は、現在、国土交通大臣許可を受けて営業している業種を記入。（新規、許可換え新規の場合は記入しない）

交通大臣 許可（般特一□□）第□□□□□□□□号 許可年月日 令和□□年□□月□□日

太枠内は記入しない

商号は記入しない。

（主）

主たる営業所の名称 ホンテン
本店

営業しようとする建設業

8	3	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	ゆ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
		2	2				2				1	2										1									
変更前																															

（1. 一般）
（2. 特定）

名目上の本社、本店等であっても、その実態を有しない営業所は該当しない。

（従たる営業所）

フリガナ トウキョウエイギョウシヨ

従たる営業所の名称

8	4	東	京	営	業	所																									

「項番85～87」については様式第1号の項番「10～12」の記載例にならって記入。

従たる営業所の所在地市区町村コード

8	5	1	3	1	0	1	東京都	千代田区
---	---	---	---	---	---	---	-----	------

従たる営業所の所在地

8	6	震	が	関	2	-	1	-	3																					
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

従たる営業所が3カ所以上あり、用紙が2枚以上に渡る場合、2枚目以降の主たる営業所の記載は不要。

郵便番号

8	7	1	0	0	-	8	9	1	8	電話番号	0	3	-	5	2	5	3	-	8	1	1	1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

営業しようとする建設業

8	8	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	ゆ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
		2	2				2				1	2										1									
変更前																															

（1. 一般）
（2. 特定）

（従たる営業所）

フリガナ

従たる営業所の名称

8	4																														

従たる営業所の所在地市区町村コード

8	5					都道府県名	市区町村名
---	---	--	--	--	--	-------	-------

記載方法

1 業種追加、般特新規の場合は、今回の許可申請により許可を受けようとする建設業を営業しようとする営業所のみ記載します。
 例：「管」の業種追加の申請で、本店のみで営業する場合 → 本店のみ記載し、その他の営業所については記載不要。

2 「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所をいい、通常は本社、本店等であるが、名目上の本社、本店等であってもその実態を有しないものは該当しません。

営 業 所 一 覧 表 （ 更 新 ）

営業所の名称		所在地（郵便番号・電話番号）	営業しようとする建設業	
			特定	一般
営 主 業 た る 所	本店	〒540-8586 大阪府中央区大手前3-1-41 06-6942-1141	土、と	管
	東京営業所	〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 03-5253-8111	土、と	
商号は記入しない。		主たる営業所以外でも建設業を営む 営業所をすべて記入する。	・今回の申請で、許可を受けようとする建設業のうち、当該営業所において営業しようとする建設業を一般と特定に分けて記入する。 ・下記表の（ ）内に示された略号を使用し記入する。	

略号	建設業の種類	略号	建設業の種類	略号	建設業の種類
（土）	土木工事業	（鋼）	鋼構造物工事業	（絶）	熱絶縁工事業
（建）	建築工事業	（筋）	鉄筋工事業	（通）	電気通信工事業
（大）	大工工事業	（舗）	舗装工事業	（園）	造園工事業
（左）	左官工事業	（しゆ）	しゆんせつ工事業	（井）	さく井工事業
（と）	とび・土工工事業	（板）	板金工事業	（具）	建具工事業
（石）	石工事業	（ガ）	ガラス工事業	（水）	水道施設工事業
（屋）	屋根工事業	（塗）	塗装工事業	（消）	消防施設工事業
（電）	電気工事業	（防）	防水工事業	（清）	清掃施設工事業
（管）	管工事業	（内）	内装仕上工事業	（解）	解体工事業
（タ）	タイル・れんが・ブロック工事業	（機）	機械器具設置工事業		

記載方法

- 1 更新の申請のみを行う場合は、この様式を使用します。（別紙二（１）は使用しません。）
- 2 更新と同時に業種追加、般特新規の申請をする場合は、別紙二（１）に記載して下さい。
- 3 確認資料については、更新申請に係る営業所の確認資料のみ必要となります。
- 4 「従たる営業所」の欄には、主たる営業所以外の建設業を営む営業所をすべて記載します。

- 1 「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載すること。
- 2 「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を、許可申請書の記載要領6の表の（ ）内に示された略号により、一般と特定に分けて記載すること。

・新規、許可換新規、般・特新規の許可申請については、登録免許税領収証書の原本を貼付して下さい。
 ・更新、業種追加の許可申請については、収入印紙を貼付して下さい。

収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄

参考:「申請区分」と「手数料」

〔登録免許税の納入方法〕
 ・登録免許税の納入先は大阪国税局東税務署です。東税務署に直接納入されるか、又は日本銀行、日本銀行歳入代理店、ゆうちょ銀行から東税務署あてに納入して下さい。

区分No.	申請区分	申請内容	申請時期	申請手数料等 (大臣許可) 一般又は特定	申請手数料等 (大臣許可) 一般及び特定
1	新規	・現在、有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が、許可申請する場合	随時	15万円 (登録免許税)	30万円 (登録免許税)
2	許可換新規	・都道府県知事の許可を受けた者が、2以上の都道府県の区域内に営業所を有することとなった場合		15万円 (登録免許税)	30万円 (登録免許税)
3	般・特新規	・一般建設業の許可のみを受けている者が、新たに特定建設業の許可を申請する場合 ・特定建設業の許可のみを受けている者が、新たに一般建設業の許可を申請する場合	随時	15万円 (登録免許税)	
4	業種追加	・一般建設業の許可を受けている者が、他の建設業について、一般建設業の許可を申請する場合 ・特定建設業の許可を受けている者が、他の建設業について、特定建設業の許可を申請する場合 ・特定建設業及び一般建設業の許可を受けている者が、新たに建設業の許可を申請する場合	随時	5万円 (収入印紙)	10万円 (収入印紙)
5	更新	・既に受けている建設業許可について、その「更新」を申請する場合	許可の有効期間が満了する30日前まで	5万円 (収入印紙)	10万円 (収入印紙)
6	般・特新規+業種追加	・「般・特新規」と同時に「業種追加」して、建設業の許可を申請する場合	随時		20万円 (登録免許税15万+収入印紙5万)
7	般・特新規+更新	・「般・特新規」と同時に、既に受けている建設業許可の「更新」を申請する場合			20万円 (登録免許税15万+収入印紙5万)
8	業種追加+更新	・「業種追加」と同時に、既に受けている建設業許可の「更新」を申請する場合	原則として、従前の許可の有効期間が満了する6ヶ月前まで	10万円 (許可手数料5万+許可手数料5万)	「業種追加」が一般又は特定:15万円(収入印紙) 「業種追加」が一般及び特定:20万円(収入印紙)
9	般・特新規+業種追加+更新	・「般・特新規」と同時に「業種追加」して、既に受けている建設業許可の「更新」を申請する場合			25万円 (登録免許税15万+収入印紙10万)

記載要領

「収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄」は、収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書をはり付けること。ただし、登録免許税法（昭和42年法律第35号）第24条の2第1項又は令第4条ただし書の規定により国土交通大臣の許可に係る登録免許税又は許可手数料を現金をもつて納めた場合にあつては、この限りでない。

専任技術者一覧表

令和2年 10月 1日

営業所の名称	フリガナ 専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本店	キンキ イロウ 近畿 一郎	土-9、と-9	13
〃	キンキ ジロウ 近畿 二郎	管-7	30
東京営業所	キンキ サブウ 近畿 三郎	土-9、と-9	13

建設業許可申請書「別紙2(1)(2)」の「営業所の名称」欄と同一順序で、各営業所ごとに分けて記入する。

・氏名は国家資格等、卒業資格がある場合は、資格認定証明書、卒業証明書の字で記入する。
・実務経験のみの場合は、住民票上の氏名で記入する。

専任技術者となる業種について業種の略号と「-」に続けて別表資料①有資格区分一覧表の建設業の種類コードを記入する。

別表資料①有資格区分一覧表の資格コードを記入する。

本様式は、営業所一覧表（様式第一号別紙二）に記載した営業所順に専任技術者名を記載する。

上記「建設工事の種類」のコードの内容

○一般建設業の場合

- 「1」・・・法第7条第2号イ該当（指定学科を卒業後、一定期間以上の実務経験）
- 「4」・・・法第7条第2号ロ該当（10年以上の実務経験）
- 「7」・・・法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等）

○特定建設業の場合

- 「2」・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ（2年以上の指導監督の実務経験）該当
- 「3」・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
- 「5」・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ（2年以上の指導監督の実務経験）該当
- 「6」・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
- 「8」・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ（2年以上の指導監督の実務経験）該当
- 「9」・・・法第15条第2号イ該当（国家資格取得者等）

記載方法

- 1 この一覧表は、既に専任技術者証明書（様式第八号）による専任の技術者の証明を行った建設業について作成します。
- 2 「建設工事の種類」の欄は、別紙二の「営業所一覧表」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事について、例えば、「土-9」のように、上記表の分類に従い、当該する数字と業種の略号とを「-」（ハイフン）で結んで記載します。（参照：別表資料①有資格区分一覧表）
- 3 「有資格区分」の欄については、別表資料①有資格区分一覧表により、資格コードを記入して下さい。

この記載例は経営事項審査を申請しない場合の「工事経歴書」の記載例になります。
 ※ 経営事項審査を申請する場合は、別紙「工事経歴書の記載フロー」により「工事経歴書」を作成して下さい。

様式第二号（第二条、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係）

（用紙A4）

申請する業種ごとに作成する。

工事経歴書

該当するものに○を付ける。

（建設工事の種類） とび・土工・コンクリート 工事（税込・税抜）

請け負った1つの契約ごとに、請負契約の相手方の商号又は名称を記入。

「元請」とは施主から直接受注したもの。
 「下請」とは他の建設業者が請け負った工事の一部を受注したもの。

共同企業体（JV）として行った工事については「JV」と記入。

工事請負契約書等から施工箇所と工事内容がわかるよう具体的に記入する。

工事現場のある都道府県及び市区町村名を記入。（政令指定都市については都道府県名を省略可）

「配置技術者」は完成工事について、建設業法第26条第1項又は第2項の規定により、各工事に置かれた技術者の氏名を記載する。
 なお、配置技術者が施工中に変更になった場合は、下段に当該技術者の氏名を併記すること。
 監理技術者補佐を置いた場合又は特定専門工事に該当し主任技術者を配置しなかった場合はその旨を記載すること。

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者		請負代金の額	うち、 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	工事	
					氏名	主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所に印を記す）			着工年月	完成予定年月
大阪ビル(株)	元請		大阪工場の地盤改良工事	大阪市中央区	建設 土敏	○	71,500千円		平成28年12月	平成29年
合同建設(株)	下請		大手前ビルの基礎工事	大阪市中央区	建設 土敏	○	45,300千円		平成28年	
国土建設(株)	〃		中央ビル新築工事の外構工事	大阪市中央区	近畿 一郎	○	35,600千円		平成28年 4月	平成28年 5月
近畿建設(株)	〃		谷町マンション耐震工事の内の足場仮設工事	大阪市中央区	近畿 二郎	○	25,500千円		平成28年 5月	平成28年 5月
近畿産業(株)	元請		近畿産業ビル外構工事	兵庫県尼崎市	兵庫 太郎	○	17,800千円		平成28年 6月	平成28年 6月
(株)山田建設	下請		山田ビル補修工事の内の足場仮設工事	和歌山県和歌山市	和歌山 一郎	○	14,600千円		平成28年 7月	平成28年 7月
A	元請		A邸の外構工事	奈良県奈良市	奈良 太郎	○	5,800千円		平成28年 8月	平成28年 8月
B	〃		B邸の外構工事	京都府京都市	京都 一郎	○	4,300千円		平成28年 9月	平成28年 9月
(株)大阪開発	下請		関西ビル補修工事の内の足場仮設工事	神戸市中央区	神戸 太郎	○	3,500千円		平成28年10月	平成28年10月
滋賀産業(株)	〃		大阪ホテル新築工事の内の足場仮設工事	大阪市北区	大阪 三郎	○	2,700千円		平成28年11月	平成28年11月
	〃		大津宿舍補修工事の内の足場仮設工事	滋賀県大津市	滋賀 二郎	○	1,500千円		平成28年 5月	平成28年
	〃		大阪国道路改良工事の内はつり工事	福井県福井市	福井 太郎	○	1,200千円		平成28年 1月	平成28年 2月
					建設 二郎 建設 三郎 (監理技術者補佐)	○			平成 年 月	平成 年 月
					特定専門工事に該当したため主任技術者を配置せず				平成 年 月	平成 年 月

千円単位で記載。
 工事進行基準を採用している場合には、当該進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を上段に括弧書きで付記する。

・土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事の工事経歴書を作成する場合には、以下の工事があるときに、略号に○を付し、工事ごとに該当する請負金額を記載する。
 ・「土木一式工事」→Pリスト
 ・「とび・土工・コンクリート工事」→法面処理工事（法面処理）
 ・「鋼構造物工事」→鋼橋上部工事（鋼橋上部）

着工年月は契約の着工日ではなく、実際に工事に着手した年月を記入。
 完成年月は引き渡しの年月を記入。

このページに記載した完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記入。

業種ごとの最終ページに、業種ごとの完成工事の件数と請負代金の額の合計を記入。金額は様式第三号の「許可に係る建設工事の施工金額」の計と一致する。

小計	12件	229,300千円		うち 元請工事	
			千円	99,400千円	千円
合計	46件	327,000千円		うち 元請工事	
			千円	99,400千円	千円

「小計」「合計」のうち元請工事の請負代金の額を記入。

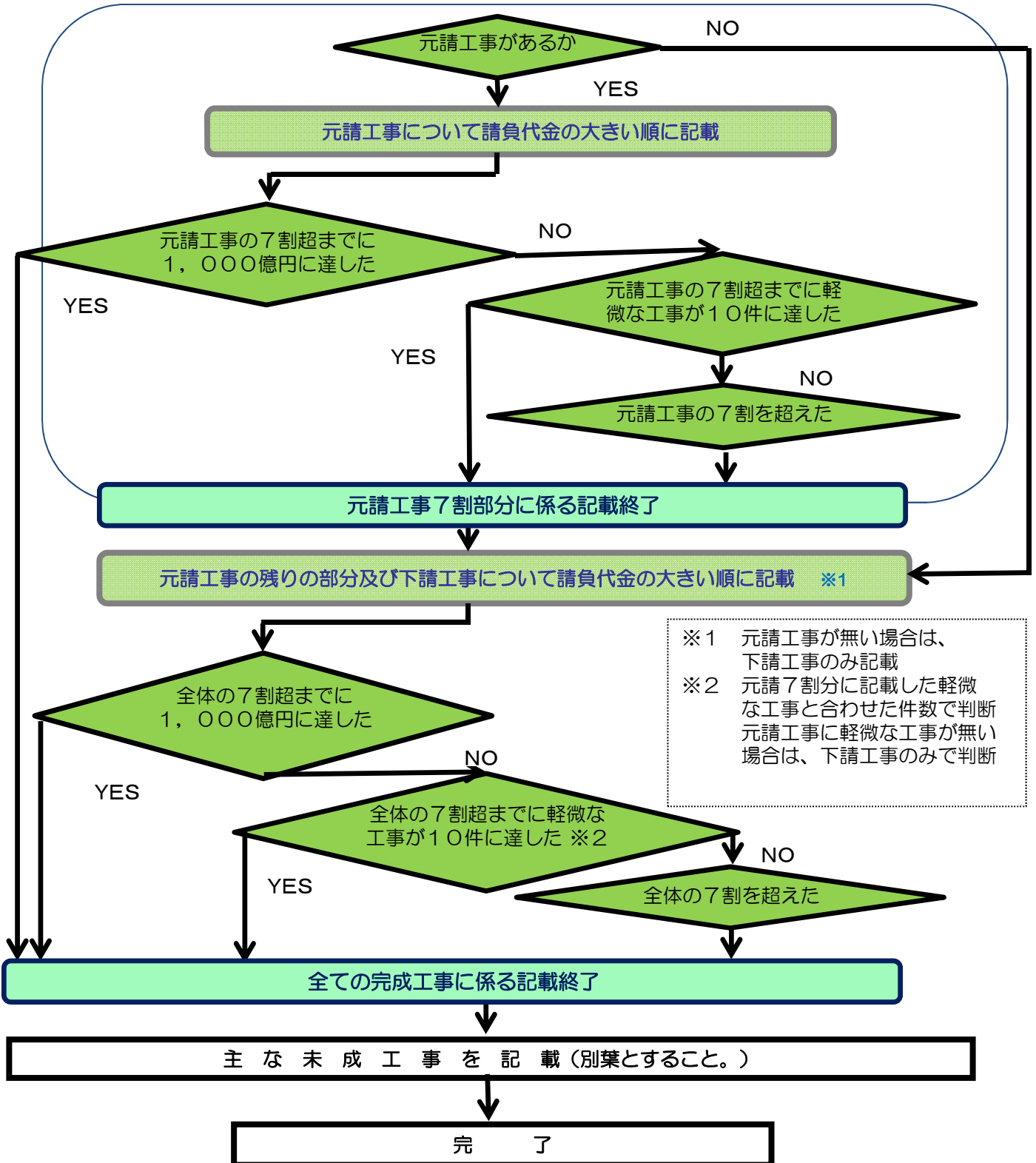
記載方法

- 許可を申請しようとする建設工事の種類ごとに作成します。（事業年度終了時の決算変更届の場合は、届出時点で許可を取得している全ての業種について作成。）
- 申請又は届出する日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事について作成します。（未 completion 工事は、別業で「未成工事」として作成が必要です。）
- 経営事項審査の申請を行う者については、別紙「工事経歴書の記載フロー」に基づき作成して下さい。
 経営事項審査の申請を行わない者については、主な完成工事について、業種ごとに請負代金の額の大きい順に記載します。それに続けて、主な未 completion 工事について、請負代金の額の大きい順に記載します。
- 工事実績が無い場合は、「受注実績なし。」と記載して下さい。
- 業種追加、般特新規を申請する場合は、新たに許可を受けようとする業種について作成して下さい。（既に許可を有している業種については作成は不要です。）
- 「注文者」及び「工事名」の欄には、個人名は記載しないで下さい。（アルファベット表記等）

(別紙)

工事経歴書(様式第2号)の記載フロー

- ①元請工事に係る完成工事について、元請工事の完成工事高合計の7割を超えるところまで請負代金の額の大きい順に記載する。
- ②続けて、残りの元請工事と下請工事に係る完成工事について、全体の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載する。
ただし、①②において、1,000億円又は軽微な工事(税込500万(建築一式工事は1,500万)未満)、の10件を超える部分については記載を要しない。
- ③さらに②に続けて主な未成工事について別業にして記載する。



該当するものに○を付ける。（用紙A4）

様式第二号を作成した全ての業種について記載する。 直前3年の各事業年度における工事施工金額

(税込(税抜)単位：千円)

申請時の直前3年分を1期ごとに記載する。

この表の「元請」とは、施工主から直接受注したものをいう。そのうち施工主が官公庁の場合は、「公共」に、それ以外のものは「民間」に分類する。

「下請」とは、他の建設業者が請け負った工事の一部を受注したものをいう。

・許可申請の場合は、今回許可を申請しない建設業に係る施工金額を記入する。（許可を有しない軽微な工事も含む）

・事業年度終了届の場合は、許可を受けていない建設工事の施工金額を記入する。

過去2年分の施工金額についても記入する。（各業種の内訳についても同様）

損益計算書（様式第十九号）の完成工事高と一致する。

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額			その他の建設工事の施工金額	合計
			土木一式工事	とび・土工	管工事		
第30期 平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで	元請	公共	1,450,461	66,677	0	0	1,517,138
		民間	27,420	0	38,669	3,754	
	下請	公共	0	0	0	0	0
		民間	0	0	0	0	
		計	1,477,881	66,677	38,669	3,754	1,586,981
第31期 平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	元請	公共	1,367,177	59,876	0	0	1,427,053
		民間	0	0	22,666	0	
	下請	公共	0	0	0	0	0
		民間	0	9,986	0	0	
		計	1,367,177	69,862	22,666	0	1,459,705
第32期 平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	元請	公共	0	0	0	0	0
		民間	1,219,050	98,400	15,036	0	
	下請	公共	0	102,100	0	0	102,100
		民間	0	0	0	0	
		計	1,219,050	200,500	15,036	0	1,434,586
第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	元請	公共					
民間							
下請	公共						
	民間						
		計					
第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	元請	公共					
民間							
下請	公共						
	民間						
		計					

工事経歴書（様式第二号）を作成した業種について記載。計は工事経歴書の業種ごとの合計額と一致する。

用紙が2枚以上になる場合は、その他の建設工事及び合計は最終ページに記入する。

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第96号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

記載方法

- 様式第二号（工事経歴書）を作成した業種について記載をしてください。
- 業種追加、般特新規を申請する場合は、今回の申請によって許可を受けようとする業種について「許可に係る建設工事の施工金額」に記入してください。許可を受けていない業種については「その他の建設工事の施工金額」にまとめて記入して下さい。

使用人数

営業所の名称	技術関係使用人		事務関係使用人	合計
	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人		
本店	15人	10人	6人	31人
東京営業所	8人	3人	4人	15人
様式第一号別紙2に記載した順に記載する。	各営業所に所属する技術者のうち、許可に係る専任技術者の要件を満たす者の数を記載する。	各営業所に所属する技術者のうち、許可に係る専任技術者の要件には満たない者の数について記入記載する。	建設業に従事する事務関係の使用人数を記載する。	基本的に様式第七号の三の「従業員数」と同数又は範囲内（兼業がある場合）の使用人数となる。
		「その他の技術関係使用人」と「事務関係使用人」両方に該当する場合には主となるものにカウントする。		
<p>記載方法</p> <p>1 この表には、建設業に従事している使用人数を記載します。</p> <p>2 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者とし、法人にあっては代表権を有する役員も含まれます。</p> <p>3 新規申請等の場合は申請時点の人数を、事業年度終了後の届出に添付する場合は当該決算日時点の人数を、譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割の場合はそれらをした後に建設業に従事する予定の人数を、相続場合は相続の認可を受けた後に建設業に従事する予定人数を記載します。</p>				
合計	23人	13人	10人	46人

記載要領

- この表には、法第5条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、法第17条の2の規定に基づく認可の申請の場合は、譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割をした後に、法第17条の3の規定に基づく認可の申請の場合は、相続の認可を受けた後に建設業に従事する予定である使用人数を、営業所ごとに記載すること。
- 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。
- 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

誓 約 書

不要な文字は消す。

{ 申請者 } { 申請者 }
{ 譲受人 } { 譲受人 }
{ 合併存続法人 } { 合併存続法人 }
{ 分割承継法人 } { 分割承継法人 }

の役員等及び建設業法施行令第3条に規定する使

用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、建設業法第8条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

建設業法第8条各号の欠格要件については、「建設業許可申請の手引き」P12参照のこと。

申請日を記入。

令和 2年 10月 1日

不要な文字は消す。

不要な文字は消す。

申請者 (登記上) 大阪府大阪市北区中之島4-1-6
譲受人 (事実上) 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41
合併存続法人 株式会社 近畿建設
分割承継法人 代表取締役 近畿 太郎

近畿 地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

主たる営業所の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記入。

記載要領

{ 申請者 }
{ 譲受人 }
{ 合併存続法人 }
{ 分割承継法人 }

「申請者
譲受人
合併存続法人
分割承継法人

「地方整備局長
、北海道開発局長
知事」

については不要なものを消すこと

00002

常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書

不要のものを消す。

(1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ(1)(2)(3)に掲げる経験を有することを証明します。

代表取締役、取締役、事業主等、経験期間中の被証明者の役職名を記入する。

役職名等 代表取締役
経験年数 平成27年10月から令和2年9月まで 満5年0月

証明者と被証明者との関係
備考

証明者の立場からみた被証明者との関係を記入。

証明者が証明できる期間、被証明者が経營業務の管理責任者としての経験を有した年数を記入。

証明者は、証明しようとする期間、被証明者が在籍していた法人の代表者又は個人事業主が該当する。ただし、法人解散等の場合には、被証明者と同等以上の役職にあった者（元役員）とすることができるものとし、その場合は「備考」欄にその理由を記入。証明者は当時の会社名、当時の役職及び氏名を記入する。（〇〇株式会社元役員〇〇〇〇など）

令和 2年 10月 1日

証明者が申請者以外の建設業者である場合は、経験年数に記載した期間の許可番号、建設業許可年月日、許可業種を「備考」欄に記入する。

申請者が法人の場合は「の常勤の役員」に該当する。該当しないものについては削除。

大阪府大阪市中央区大手前3-1-41
株式会社 近畿建設
代表取締役 近畿 太郎

証明者

不要のものを消す。

(2) 下記の者は、許可申請者の(1)の常勤の役員(2)本人(3)の支配人で第7条第1号イ(1)(2)(3)に該当する者であることに相違ありません。

令和 2年 10月 1日

近畿 地方整備局長
北海道開発局長
知事

1. 新規、許可換え申請の場合
2. 現在証明されている常勤役員等に変更があった場合(届出の場合のみ)
3. 更新など現在証明されている者のままとする場合

大阪府大阪市中央区大手前3-1-41
株式会社 近畿建設
代表取締役 近畿 太郎

申請者

許可申請の場合は「届出者」を消し、変更届として使用する場合は「申請者」を消す。

申請又は届出の区分
1 7 3 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更年月日 令和 年 月 日

大臣コード
知事

許可年月日

許可番号 1800 国土交通大臣 許可(一般)第0112345号 令和01年06月01日

記

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入する。新規、許可換え新規の場合は記入しない。

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ 19 キン
氏名 20 近 畿 太 郎
住所 (居所) 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41
(住民票上) 東京都港区汐留町〇〇-〇〇

姓と名の間は1カラム空ける。

法人の場合は登記事項証明書に記載されている字で記入。

◎【変更前】

現住所(居所)を記入する。現住所が住民票と異なる場合は居所・住民票住所を併記する。

氏名 21
生年月日

備考

常勤役員等の略歴については、別紙による。

記載方法

- 1 この証明書は、被証明者1人について証明者別に作成します。
2 「第7条第1号イ(1)(2)(3)に掲げる経験を有する者」とは、それぞれ下記のとおりです。
(1) 建設業に関し、5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者。
(2) 建設業に関し、5年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者(経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。)として経營業務を管理した経験を有する者。
(3) 建設業に関し、6年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者。
(※詳しくは「建設業許可申請の手引き」P5~P6参照)

常勤役員等の略歴書

現住所	(居所) 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41 (住民票上) 東京都港区汐留町〇〇-〇〇		
氏名	近畿 太郎	生年月日	昭和57年11月21日生
職名	代表取締役		
職歴	期間	従事した職務内容	
	自平成21年4月1日 至平成24年3月31日	(株) 近畿建設 入社 土木部土木課に勤務	
	自平成24年4月1日 至平成27年9月30日	(株) 近畿建設 営業部長	現在に至るまでの職歴を記入する。 特に建設業に関するものはすべて記入する。
	自平成27年10月1日 至平成29年3月31日	(株) 近畿建設 取締役	
	自平成29年4月1日 至 年 月 日	(株) 近畿建設 代表取締役就任 現在に至る	現在も引き続き、従事している職務については、「現在に至る」と記入する。
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	賞罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容
		なし	
上記のとおり相違ありません。			
令和 2 年 1 0 月 1 日		作成した日付を記入する。	氏名 近畿 太郎

・現住所は、住民票の住所を記載しますが、住民票の住所と居所が異なる場合は、住所と居所を併記する。
・氏名、職名は、別紙1「役員一覧表」の内容と一致させることとする。

申請時における職名を記入する。
例：「代表取締役」「取締役」

現在に至るまでの職歴を記入する。
特に建設業に関するものはすべて記入する。

現在も引き続き、従事している職務については、「現在に至る」と記入する。

建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、該当がなければ「なし」と記入する。

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

※規則第7条第1号ロ（1）該当の場合 提出前に別途個別認定を受ける必要があります。

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書

不要のものを消す。（第一面）

(1) 下記の者は、次のとおり第7条第1号ロ(1)(2)に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 執行役員（財務、労務）、取締役

経験年数 平成27年4月から 令和2年9月まで 満5年6月

証明者と被証明者との関係 役員

備考 { }

証明者は、証明しようとする期間、被証明者が在籍していた法人の代表者又は個人事業主が該当する。ただし、法人解散等の場合には、被証明者と同等以上の役職にあった者（元役員）とすることができるものとし、その場合は「備考」欄にその理由を記入。証明者は当時の会社名、当時の役職及び氏名を記入する。（〇〇株式会社 元役員〇〇〇〇など）

令和 2年 10月 1日

証明者が申請者以外の建設業者である場合は、経験年数に記載した期間の許可番号、建設業許可年月日、許可業種を「備考」欄に記入する。

・申請者が法人の場合は「の常勤の役員」に該当する。
・該当しないものについては削除。

(登記上) 大阪府大阪市北区中之島4-1-6
(事実上) 大阪府大阪市中央区大手前3-1-4 1
株式会社 近畿建設
代表取締役 近畿 太郎

不要のものを消す。

(2) 下記の者は、許可申請者(の常勤の役人) (の本支配人) で第7条第1号ロ(1)(2)に該当する者であることに相違ありません。

令和 2年 10月 1日

近畿 地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

1. 新規、許可換え申請の場合
2. 現在証明されている常勤役員等に変更があった場合（届出の場合のみ）
3. 更新など現在証明されている者のままとする場合

(登記上) 大阪府大阪市北区中之島4-1-6
(事実上) 大阪府大阪市中央区大手前3-1-4 1
株式会社 近畿建設
代表取締役 近畿 太郎

許可申請の場合は「届出者」を消し、変更届として使用する場合は「申請者」を消す。

申請又は届出の区分 項番 3
1 7 3 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

・複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入する。
・新規、許可換え新規の場合は記入しない。

大臣コード 国土交通大臣 知事 許可(一般-01) 第012345号 令和01年05月01日

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ 1 9 キ シン 姓と名の間は1カラム空ける。

氏名 2 0 近 畿 一 郎 生年月日 S 5 7 年 1 1 月 2 1 日

住所 (居所) 大阪府大阪市中央区大手前1-1-1 法人の場合は登記事項証明書に記載されている字で記入。
(住民票上) 東京都港区汐留町〇-〇〇

◎【変更前】 現住所(居所)を記入する。現住所が住民票と異なる場合は居所・住民票住所を併記する。

氏名 2 1 生年月日 年 月 日

備考

記載方法

- この証明書は、被証明者1人について証明者別に作成します。
- 「第7条第1号ロ(1)(2)に掲げる経験を有する者」とは、それぞれ下記のとおりです。
 - 建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有し、かつ、5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当する者に限る。）としての経験を有する者。
 - 5年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有する者。（※詳しくは「建設業許可申請の手引き」P7参照）

常勤役員等の略歴書

現住所	(居所) 大阪府大阪市中央区大手前1-1-1 (住民票上) 東京都港区汐留町〇-〇〇		
氏名	近畿 一郎	生年月日	昭和57年11月21日生
職名	代表取締役		
職歴	期間	従事した職務内容	
	自平成21年4月1日 至平成24年3月31日	(株)近畿建設 入社 土木部土木課に勤務	
	自平成24年4月1日 至平成27年3月31日	(株)近畿建設 営業部長	
	自平成27年4月1日 至平成28年3月31日	(株)近畿建設 執行役員 ○〇部長(財務担当)	
	自平成28年4月1日 至平成30年3月31日	(株)近畿建設 執行役員 ○〇部長(労務担当)	
	自平成30年4月1日 至 年 月 日	(株)近畿建設 取締役就任 現在に至る	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	賞罰	年 月 日	賞罰の内容
		なし	
上記のとおり相違ありません。			
令和 2 年 10 月 1 日		氏名 近畿 一郎	

・現住所は、住民票の住所を記載しますが、住民票の住所と居所が異なる場合は、住所と居所を併記する。
・氏名、職名は、別紙1「役員一覧表」の内容と一致させることとする。

申請時における職名を記入する。
例：「代表取締役」「取締役」

現在に至るまでの職歴を記入する。特に建設業に関するものはすべて記入する。

現在も引き続き、従事している職務については、「現在に至る」と記入する。

建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、該当がなければ「なし」と記入する。

作成した日付を記入する。

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

※規則第7条第1号ロ(2)該当の場合 提出前に別途個別認定を受ける必要があります
【記載例は2社での経験を有する場合(建設業以外)】

0 0 0 0 2

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書

不要のものを消す。(第一面)

(1) 下記の者は、次のとおり第7条第1号ロ(1)(2)に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等	取締役
経験年数	平成27年10月から平成30年9月まで 満3年0月
証明者と被証明者との関係	元役員
備考	{ }

証明者は、証明しようとする期間、被証明者が在籍していた法人の代表者又は個人事業主が該当する。ただし、法人解散等の場合には、被証明者と同等以上の役職にあった者(元役員)とすることができるとし、その場合は「備考」欄にその理由を記入。証明者は当時の会社名、当時の役職及び氏名を記入する。(〇〇株式会社 元役員 〇〇〇〇など)

証明者が申請者以外の建設業者である場合は、経験年数に記載した期間の許可番号、建設業許可年月日、許可業種を「備考」欄に記入する。

・申請者が法人の場合は「の常勤の役員」に該当する。
・該当しないものについては削除。

(登記上)大阪府大阪市北区中之島4-1-6
(事実上)大阪府大阪市中央区大手前3-1-4 1
株式会社 近畿建設
代表取締役 近畿 太郎

不要のものを消す。

(2) 下記の者は、許可申請者(本人/支配人)で第7条第1号ロ(1)(2)に該当する者であることに相違ありません。

近畿 地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

1. 新規、許可換え申請の場合
2. 現在証明されている常勤役員等に変更があった場合(届出の場合のみ)
3. 更新など現在証明されている者のままとする場合

(登記上)大阪府大阪市北区中之島4-1-6
(事実上)大阪府大阪市中央区大手前3-1-4 1
申請者 株式会社 近畿建設
届出者 代表取締役 近畿 太郎

許可申請の場合は「届出者」を消し、変更届として使用する場合は「申請者」を消す。

申請又は届出の区分 項番 3
1 7 3 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更年月日 令和 年 月 日

・複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入する。
・新規、許可換え新規の場合は記入しない。

大臣知事コード 国土交通大臣知事 許可(一般特) 01 第 012345 号 令和 01 年 05 月 01 日

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ 1 9 キ シ 姓と名の間は1カラム空ける。

氏名 2 0 中 部 太 郎 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕 生年月日 S 5 7 年 1 0 月 2 1 日

住所 (居所)大阪府大阪市中央区大手前△-□-〇〇 法人の場合は登記事項証明書に記載されている字で記入。
(住民票上)東京都新宿区西新宿〇〇-□□

◎【変更前】 現住所(居所)を記入する。現住所が住民票と異なる場合は居所・住民票住所を併記する。

氏名 2 1 生年月日 年 月 日

備考

記載方法

- この証明書は、被証明者1人について証明者別に作成します。
- 「第7条第1号ロ(1)(2)に掲げる経験を有する者」とは、それぞれ下記のとおりです。
 - (1) 建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有し、かつ、5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者(財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当する者に限る。)としての経験を有する者。
 - (2) 5年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有する者。(※詳しくは「建設業許可申請の手引き」P7参照)

※規則第7条第1号ロ(2)該当の場合、提出前に別途個別認定を受ける必要があります【記載例は2社での経験を有する場合(建設業者)】

00002

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書

不要のものを消す。(第一面)

(1) 下記の者は、次のとおり第7条第1号ロ(1)(2)に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 取締役
経験年数 平成30年10月から令和2年9月まで 満2年0月
証明者と被証明者との関係 役員
備考

証明者は、証明しようとする期間、被証明者が在籍していた法人の代表者又は個人事業主が該当する。ただし、法人解散等の場合には、被証明者と同等以上の役職にあった者(元役員)とすることができるものとし、その場合は「備考」欄にその理由を記入。証明者は当時の会社名、当時の役職及び氏名を記入する。(〇〇株式会社 元役員 〇〇〇〇など)

証明者が申請者以外の建設業者である場合は、経験年数に記載した期間の許可番号、建設業許可年月日、許可業種を「備考」欄に記入する。

申請者が法人の場合は「の常勤の役員」に該当する。該当しないものについては削除。

(登記上)大阪府大阪市北区中之島4-1-6
(事実上)大阪府大阪市中央区大手前3-1-4 1
株式会社 近畿建設
代表取締役 近畿 太郎

不要のものを消す。

(2) 下記の者は、許可申請者(本人/支配人)で第7条第1号ロ(1)(2)に該当する者であることに相違ありません。

近畿 地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

- 1. 新規、許可換え申請の場合
2. 現在証明されている常勤役員等に変更があった場合(届出の場合のみ)
3. 更新など現在証明されている者のままとする場合

(登記上)大阪府大阪市北区中之島4-1-6
(事実上)大阪府大阪市中央区大手前3-1-4 1
申請者 株式会社 近畿建設
届出者 代表取締役 近畿 太郎

許可申請の場合は「届出者」を消し、変更届として使用する場合は「申請者」を消す。

申請又は届出の区分 173 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

大臣知事コード 1800 国土交通大臣知事許可(一般特01)第012345号 許可年月日 令和01年05月01日

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入する。新規、許可換え新規の場合は記入しない。

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】
氏名のフリガナ 19 キン
氏名 20 中部 太郎
住所 (居所)大阪府大阪市中央区大手前△-□-〇〇 (住民票上)東京都新宿区西新宿〇〇-□□
◎【変更前】
氏名 21
住所

備考

記載方法
1 この証明書は、被証明者1人について証明者別に作成します。
2 「第7条第1号ロ(1)(2)に掲げる経験を有する者」とは、それぞれ下記のとおりです。
(1) 建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有し、かつ、5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者(財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当する者に限る。)としての経験を有する者。
(2) 5年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有する者。
(※詳しくは「建設業許可申請の手引き」P7参照)

常勤役員等の略歴書

現住所	(居所) 大阪府大阪市中央区大手前△-□-〇〇 (住民票上) 東京都新宿区西新宿〇〇-□□		
氏名	中部 太郎	生年月日	昭和57年10月21日生
職名	取締役		
職歴	期間	従事した職務内容	
	自平成21年4月1日 至平成24年3月31日	(株)近畿建設 入社 土木部土木課に勤務	
	自平成24年4月1日 至平成27年9月30日	(株)近畿建設 営業部長	
	自平成27年10月1日 至平成30年9月30日	(株)関東 取締役 就任(不動産業3年)	
	自平成30年10月1日 至平成 年 月 日	(株)近畿建設 取締役就任(建設業2年) 現在に至る	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	賞罰	年 月 日	賞罰の内容
		なし	
上記のとおり相違ありません。			
令和 2 年 10 月 1 日		作成した日付を記入する。	
		氏名 中部 太郎	

・現住所は、住民票の住所を記載しますが、住民票の住所と居所が異なる場合は、住所と居所を併記する。
・氏名、職名は、別紙1「役員一覧表」の内容と一致させることとする。

申請時における職名を記入する。
例：「代表取締役」「取締役」

現在に至るまでの職歴を記入する。
特に建設業に関するものはすべて記入する。

現在も引き続き、従事している職務については、「現在に至る」と記入

建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、該当がなければ「なし」と記入する。

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

※規則第7条第1号ロ該当の場合 提出前に別途個別認定を受ける必要があります
【記載例は1人で財務管理、労務管理、業務運営を担当した経験を有する場合】

(用紙A4)

(第二面)

(3) 下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の財務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

近畿 地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

令和 2年 10月 1日
(登記上) 大阪府大阪市北区中之島4-1-6
(事実上) 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41
申請者 株式会社 近畿建設
届出者 代表取締役 近畿 太郎

役職名等 ○○部長 (財務管理、労務管理、業務運営担当)
経験年数 平成26年 4月から 令和 2年 9月まで 満 6年 6月
証明者と被証明者との関係 従業員
備考

1. 新規、許可換え申請の場合
2. 現在証明されている常勤役員等を補佐する者に変更があった場合 (届出の場合のみ)
3. 更新など現在証明されている者のままとする場合

申請又は届出の区分 2 2 3 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

大臣コード 国土交通大臣 知事 許可 (一般) 第 1 2 3 4 5 6 号 令和 0 1 年 0 5 月 0 1 日
許可番号 2 3 0 0

記

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ 2 4 キ シ 姓と名の間は1カラム空ける。
氏名 2 5 近 畿 次 郎 元号 [令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M]
住 所 - (居所) 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41 生年月日 S 5 8 年 1 0 月 2 1 日
(住民票上) 東京都港区汐留町〇〇-〇〇

◎【変更前】 現住所(居所)を記入する。
現住所が住民票と異なる場合は居所・住民票住所を併記する。

氏名 2 6 元号 [令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M]
生年月日 年 月 日

備考

記載方法

- この証明書は、被証明者1人について証明者別に作成します。同一の者が複数の補佐する者を兼ねる場合であっても第二面、第三面、第四面は同一の者でそれぞれ1枚ずつ作成します。
- 「財務管理の業務経験」とは、建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどを行う部署におけるこれらの業務経験をいいます。「直接に補佐する」とは、常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、組織体系上及び実態

※規則第7条第1号ロ該当の場合、提出前に別途個別認定を受ける必要があります
 【記載例は1人で財務管理、労務管理、業務運営を担当した経験を有する場合】

(用紙A4)

(第三面)

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の労務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものである

ことに相違ありません。

令和 2年 10月 1日
 (登記上) 大阪府大阪市北区中之島4-1-6
 (事実上) 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41

近畿 地方整備局長
 北海道開発局長
 知事 殿

申請者 株式会社 近畿建設
 届出者 代表取締役 近畿 太郎

役職名等 ○○部長 (財務管理、労務管理、業務運営担当)
 経験年数 平成26年 4月から 令和 2年 9月まで 満 6年 6月
 証明者と被証明者との関係 従業員
 備考 1. 新規、許可換え申請の場合
 2. 現在証明されている常勤役員等を補佐する者に変更があった場合 (届出の場合のみ)
 3. 更新など現在証明されている者のままとする場合

申請又は届出の区分 1 2 3 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

大臣コード 国土交通大臣 知事 許可 (一般 01) 第 1 2 3 4 5 6 号 許可年月日 令和 01 年 05 月 01 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ 2 4 3 キ シン 姓と名の間は1コラム空ける。
 氏名 2 5 近 畿 3 5 次 郎 10 10 10
 住所 (居所) 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41
 (住民票上) 東京都港区汐留町○○-□□

◎【変更前】

現住所(居所)を記入する。
 現住所が住民票と異なる場合は居所・住民票住所を併記する。

氏名 2 6 3 5 10 10 10 10
 生年月日 13 14 年 16 18 月 18 日

備考

記載方法

- この証明書は、被証明者1人について証明者別に作成します。同一の者が複数の補佐する者を兼ねる場合であっても第二面、第三面、第四面は同一の者でそれぞれ1枚ずつ作成します。
- 「労務管理の業務経験」とは、社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きを行う部

(第四面)

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の業務運営の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものである

ことに相違ありません。

令和 2年 10月 1日

(登記上) 大阪府大阪市北区中之島4-1-6
(事実上) 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41

近畿 地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者 株式会社 近畿建設
届出者 代表取締役 近畿 太郎

役職名等 ○○部長(財務管理、労務管理、業務運営担当)
経歴年数 平成26年 4月から 令和 2年 9月まで 満 6年 6月
証明者と被証明者との関係 従業員
備考 1. 新規、許可換え申請の場合
2. 現在証明されている常勤役員等を補佐する者に変更があった場合(届出の場合のみ)
3. 更新など現在証明されている者のままとする場合

申請又は届出の区分 2 2 3 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更の日 令和 年 月 日

大臣知事コード 国土交通大臣知事 許可年月日 令和 01年 05月 01日
許可番号 2 3 0 0 国土交通大臣知事 許可(一般) 第 1 2 3 4 5 6 号

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ 2 4 キ シン 姓と名の間は1カラム空ける。
氏名 2 5 近 畿 次 郎 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 S 5 8 年 1 0 月 2 1 日
住所 (居所) 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41
(住民票上) 東京都港区汐留町〇〇-〇〇

◎【変更前】 現住所(居所)を記入する。 現住所が住民票と異なる場合は居所・住民票住所を併記する。

氏名 2 6 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 年 月 日

記載方法

- 1. この証明書は、被証明者1人について証明者別に作成します。同一の者が複数の補佐する者を兼ねる場合であっても第一面、第三面、第四面は同一の者でそれぞれ1枚ずつ作成します。
- 2. 「業務運営の業務経験」とは、会社の経営方針や運営方針を策定、実施する部署におけるこれらの業務経験をいいます。

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書

現住所	(居所) 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41 (住民票上) 東京都港区汐留町〇〇-〇〇		
氏名	近畿 次郎	生年月日	昭和58年10月21日生
職名	〇〇部長 (財務管理、労務管理、業務運営担当) 申請時における職名を記入する。 例: 「〇〇部長 (財務管理担当)」 など		
職歴	期間	従事した職務内容	
職歴	自 平成24年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日	(株) 近畿建設 入社 総務課に勤務	
	自 平成26年 4月 1日 至 年 月 日	(株) 近畿建設 〇〇担当部長 (財務管理、労務管理、業務運営担当) 現在に至る	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	賞罰	年月日	賞罰の内容
賞罰		なし	
		建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、該当がなければ「なし」と記入する。	
上記のとおり相違ありません。			
令和 2 年 10 月 1 日		作成した日付を記入する。	
		氏名 近畿 次郎	

・現住所は、住民票の住所を記載しますが、住民票の住所と居所が異なる場合は、住所と居所を併記する。

現在に至るまでの職歴を記入する。特に今回証明する「財務管理」、「労務管理」、「業務運営」の経験に関するものはすべて記入する。

現在も引き続き、従事している職務については、「現在に至る」と記入

建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、該当がなければ「なし」と記入する。

記載方法
1 この証明書は、被証明者1人について証明者別に作成します。同一の者が複数の補佐する者を兼ねる場合はそれぞれの経験毎に1枚ずつ作成することが望ましいが、1枚に全ての経験を記載して作成することも可能

健康保険等の加入状況

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
- (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があつたので、届出をします。

令和2年10月1日

近畿 地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

(登記上) 大阪府大阪市北区中之島4-1-6
(事実上) 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41
申請者 株式会社 近畿建設
届出者 代表取締役 近畿 太郎

許可年月日 平成30年12月24日
許可番号 国土交通大臣許可(般-25)第12345号

新規、許可換え新規申請の場合は、許可番号の欄は空欄

(営業所毎の保険の加入状況)

営業所の名称	従業員数	保険の加入状況			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険
本店	32人 (8人)	1	1	1	健康保険	〇〇健康保険組合
					厚生年金保険	〇〇〇 〇〇〇〇
					雇用保険	〇〇〇〇〇〇〇〇
東京営業所	13人 (2人)	3	3	3	健康保険	本店一括
					厚生年金保険	本店一括
					雇用保険	本店一括
主たる営業所及び全ての従たる営業所を記載	役員を含めすべての人数を記載。括弧内は役員的人数を内数として記載する。				健康保険	事業所整理番号及び事業所番号、労働保険番号等を記載する。 一括適用の承認に係る営業所は「本店(〇〇支店等)一括」と記載する。
					厚生年金保険	
					雇用保険	
					健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
合計	45人 (10人)					

一括適用の承認に係る営業所と継続事業の一括認可に係る営業所とは

- 「健康保険」は健康保険法第34条第1号の規程による一括適用の承認に係る営業所
- 「厚生年金保険」は厚生年金保険法第8条の2第1項の規程による一括適用の承認に係る営業所
- 「雇用保険」は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規程による継続事業の一括の認可に係る営業所を指す。

雇用保険について、営業所が雇用保険事業所非該当承認を受けている場合は、「雇用保険の適用が除外される場合」に該当するものとし、「事業所非該当承認通知書の写し」の提出が必要となる。

「一般建設業」の場合は下段を「特定建設業」の場合は上段を消す。「一般・特定」の両方を申請する場合には消さない。

様式第八号（第三条関係）

(用紙A4)
00003

専任技術者証明書（新規・変更）

(1) を○で囲む。

- (1) 下記のとおり、{ 建設業法第7条第2号 } に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
- (2) 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

不要な文字は消す。

近畿 地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

「1」を記入。

「届出者」を削除する。

(登記上) 大阪府大阪市北区中之島4-1-6
(事実上) 大阪府大阪市中央区大手前3-1-4 1
申請者 株式会社 近畿建設
届出者 代表取締役 近畿 太郎

区分 項番 611 (1. 新規許可等 2. 専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更 3. 専任技術者の追加 4. 専任技術者の交替に伴う削除 5. 専任技術者が置かれる営業所のみの変更)

大臣 知事

許可年月日 令和 年 月 日

許可番号 62 国土交通大臣 知事 許可 (特) 第 号

姓の最初から記入し、濁点・半角でする。

項番64, 65は別表資料①有資格区分一覧表を参考に該当するコード番号を記入。

専任の技術者となる建設業に係る資格のみ記入。記載したコードの技術資格を証明する資料を添付する。

※この場合、1級土木施工管理技士の合格証明書を添付する。

氏名	63	キン	近	一	郎	生年月日	H	0	3	年	0	1	月	1	8	日
氏名	63	キン	近	二	郎	生年月日	H	0	1	年	0	3	月	0	3	日
氏名	63	キン	近	三	郎	生年月日	S	5	3	年	1	1	月	2	8	日

現住所(居所)を記入する。現住所が住民票と異なる場合は居所・住民票住所を併記する。

専任技術者の住所 (居所) 大阪府大阪市中央区大手前3-1-4 1 (住民票上) 東京都港区汐留町〇〇-〇〇

営業所の名称 (旧所属) 本店 (新所属) 本店

当該技術者が配置されている営業所の名称を記入。

項番62の許可番号等と項番64の下段は記入しない。

この欄には記載しない。

記載方法

- 許可を受けて建設業を営もうとする営業所には、全て一定の資格要件を備えた専任の技術者を配置しなければなりません。
- この証明書は専任の技術者3人ごとに作成します。
- 「専任」とは、その営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者をいいます。下記の者は原則として「常勤」とはいえません。
 - 技術者の住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者
 - 他の営業所(他の建設業者の営業所を含む。)において専任を要する者
 - 建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引士等他の法令により特定の事務所等において、専任を要することとされている者(建設業において専任を要する営業所が他の法令により、専任を要する事務所等と兼ねている場合において、その事務所等において専任を要する者を除く。)
 - 他に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者等、他の営業所等について専任に近い状態にあると認められる者
- 同一営業所(原則として本社又は本店等)内に限って、専任の技術者と経営業務の管理責任者とを兼ねることができません。ただし、他の営業所の専任の技術者を兼ねることはできません。

業種追加申請の記載例

例：「建」について本店と東京営業所で追加を行う場合。

「一般建設業」の場合は下段を「特定建設業」の場合は上段を消す。「一般・特定」の両方を申請する場合には消さない。

(用紙A4)
0 0 0 0 3

様式第八号 (第三条関係)

専任技術者証明書 (新規・変更)

(1) を〇で囲む。

- (1) 下記のとおり、{ 建設業法第7条第2号 建設業法第15条第2号 } に規定する専任の技術者を営業所に置いていないことに相違ありません。
 (2) 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

不要な文字は消す。

近畿 地方整備局長
北海道開発局長

「1」を記入。

「届出者」を削除する。

(登記上) 大阪府大阪市北区中之島4-1-6
(事実上) 大阪府大阪市中央区大手前3-1-4-1
申請者 株式会社 近畿建設
届出者 代表取締役 近畿 太郎

区 分 [6 1] [1] 1. 新規許可 2. 専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更 3. 専任技術者の追加 4. 専任技術者の交替に伴う削除 5. 専任技術者が置かれる営業所のみの変更
 大臣コード
 許 可 番 号 [6 2] [0] [0] 国土交通大臣 許可 (般 特) 第 [4] [9] 第 [0] [1] [2] [3] [2] [8] 号 平成 [1] [1] 年 [0] [7] 月 [2] [0] 日

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入する。

姓の最初から記入し、濁点・半濁点も含んで1字とする。

氏 名 [6 3] [3] キンキ 近畿 一郎 元号 [令 和 R、平 成 H、昭 和 S、大 正 T、明 治 M]
 生年月日 [H] [0] [3] 年 [0] [1] 月 [1] [8] 日
 土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゆ板力塗防内機絶通園井具水消清解

項番64, 65は別表資料①有資格区分一覧表を参考に該当するコード番号を記入。

今後担当する建設工事の種類 [6 4] [9] [9] [9] [9] [9] [9] [9] [9] [9] [9] [9] [9] [9] [9] [9] [9] [9] [9] [9]
 現在担当している建設工事の種類 [9]

当該技術者が、現在証明されている専任の技術者である場合に記入。

当該技術者が、現在証明されている専任の技術者である場合に記載する。

専任の技術者となる建設業に係る資格のみ記入。記載したコードの技術資格を証明する資料を添付する。

有資格区分 [6 5] [1] [3] [3] [7] [3] [3] [9] [9] [9] [9] [9] [9] [9] [9] [9]
 変更、追加又は削除の年月日 令和 [] 年 [] 月 [] 日 この欄には記載しない。
 営業所の名称 (旧所属) 本店
 営業所の名称 (新所属) 本店

当該技術者が配置されている営業所の名称を記入。

※この場合、1級土木施工管理技士の資格証明書を添付する。

現住所 (居所) を記入する。
 現住所が住民票と異なる場合は居所・住民票住所を併記する。
 氏 名 [6 3] [3] キンキ 近畿 二郎 元号 [令 和 R、平 成 H、昭 和 S、大 正 T、明 治 M]
 生年月日 [H] [0] [1] 年 [0] [3] 月 [0] [3] 日
 土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゆ板力塗防内機絶通園井具水消清解
 今後担当する建設工事の種類 [6 4] [9] [9] [9] [9] [9] [9] [9] [9] [9] [9] [9] [9] [9] [9] [9] [9] [9] [9] [9]
 現在担当している建設工事の種類 [9]
 有資格区分 [6 5] [1] [3] [3] [7] [3] [3] [9] [9] [9] [9] [9] [9] [9] [9] [9] [9] [9] [9]
 変更、追加又は削除の年月日 令和 [] 年 [] 月 [] 日
 専任技術者の住所 (居所) 東京都千代田区霞が関1-1-2 営業所の名称 (旧所属) 東京営業所
 営業所の名称 (新所属) 東京営業所

当該技術者が、現在証明されている専任の技術者でない場合には記入しない。

記載方法

- 許可を受けて建設業を営もうとする営業所には、全て一定の資格要件を備えた専任の技術者を配置しなければなりません。別紙二(1)「営業所一覧表」に記載されている各営業所の「営業しようとする建設業」に対応する専任の技術者について記載します。
- この証明書は専任の技術者3人ごとに作成します。
- 「専任」とは、その営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者をいいます。下記の者は原則として「常勤」とはいえません。
 ① 技術者の住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者
 ② 他の営業所 (他の建設業者の営業所を含む。) において専任を要する者
 ③ 建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引士等他の法令により特定の事務所等において、専任を要することとされている者 (建設業において専任を要する営業所が他の法令により、専任を要する事務所等と兼ねている場合において、その事務所等において専任を要する者を除く。)
 ④ 他に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者等、他の営業所等について専任に近い状態にあると認められる者
- 同一営業所 (原則として本社又は本店等) 内に限って、専任の技術者と経営業務の管理責任者とを兼ねることができます。ただし、他の営業所の専任の技術者を兼ねることはできません。

証明しようとする建設工事の種類を記入。

実務経験証明書

証明日を記入。

下記の者は、内装仕上 工事に係る。

令和2年10月1日

証明者は、証明しようとする期間、被証明者が在籍していた法人の代表者又は個人事業主が該当する。ただし、法人解散等の場合には、被証明者と同等以上の役職にあった者（元役員）とすることができるものとし、その場合は「備考」欄にその理由を記入。証明者は当時の会社名、当時の役職及び氏名を記入する。（〇〇株式会社 元役員〇〇〇〇など）

（登記上）大阪府大阪市北区中之島4-1-6
（事実上）大阪府大阪市中央区大手前3-1-4-1
株式会社 近畿建設
代表取締役 近畿 太郎

実務経験を得た当時の商号又は名称を記入する。個人の場合は個人名（ただし、屋号を登記している場合は屋号）を記入する。

証明者
被証明者との関係 社員

技術者の氏名	近畿 一郎	生年月日	平成3年1月18日 <th>使用された期間</th> <td>平成13年 4月から 平成28年 3月まで</td>	使用された期間	平成13年 4月から 平成28年 3月まで
使用者の商号又は名称	株式会社 近畿建設				
職名	実務経験の内容			実務経験年数	
工事係員	大阪北区マンション内装工事 他50件			平成14年4月から平成15年3月まで	
工事係員	大阪ビル内装工事 他35件			平成15年4月から平成16年3月まで	
工事係長	第一中学校内装改修工事 他40件			平成16年4月から平成17年3月まで	
工事係長	近畿ビル内装工事 他45件			平成17年4月から平成18年3月まで	
工事係長	大手前図書館防音工事 他30件			平成18年4月から平成19年3月まで	
工事係長	中央病院内装改修工事 他55件			平成19年4月から平成20年3月まで	
工事係長	大阪マンション防音工事 他40件			平成20年4月から平成21年3月まで	
工事課長	大手前幼稚園床仕上げ工事 他35件			平成21年4月から平成22年3月まで	
工事課長	近畿産業ビル内装工事 他30件			平成22年4月から平成23年3月まで	
工事課長	第一小学校防音工事 他45件			平成23年4月から平成24年3月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由	使用者と証明者が異なる場合の理由を記入する。 例：平成〇年〇月 会社解散のため 等			合計	満 10 年 0 月

証明者の立場からみた被証明者との関係を記入する。例：役員、社員等

実際に雇用されていた期間を記入する。

ここに記載した年数の合計年数が「合計」となる。

実務経験年数の合計を記入する。

「実務経験の内容」の欄に記載された建設工事に関する実務の経験を有したときの職名を記載する。
例：〇〇係長、〇〇課長 等

・ 適年にわたり建設工事の経験がある場合は、その年の代表的な工事の件名を記入し、その他の工事は「他〇件」として件数を記入し、1年分を一行にまとめて記入することができる。
・ 適年にわたり建設工事の経験がない場合は、一件工事毎に積み上げて記入する。その場合の 年数の積み上げは片割ち計算となる。
（例：平成28年4月～平成28年12月 → 8ヶ月の経験）

記載方法

※この証明書は、実務経験により、営業所の専任の技術者となる場合に必要となります。

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について証明者別に作成します。
- 「実務の経験」とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、ただ単に建設工事の雑務のみの経験年数は含まれないが、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等も含めて取り扱うものとする。
また、実務の経験の期間は、具体的に建設工事に携わった実務の経験で、当該建設工事に係る経験期間を積み上げ合計して得た期間とする。経験期間が重複しているものについては二重に計算できない。
（例えば内装工事の経験として既に証明されている期間は、他業種の実務経験をその期間で証明することはできません。内装工事ととび・土工工事の2業種を10年実務経験として証明する場合は、各10年ずつの経験が必要となり、合計20年の実務経験が必要となります。）
- 特例として、経験期間が重複しているものについては二重に計算しないが、平成28年5月31日までに、とび・土工事業許可で請け負った解体工事に係る実務の経験の期間については、平成28年6月1日以降、とび・土工事業及び解体工事双方の実務の経験の期間として二重に計算できる。
- 電気工事及び消防施設工事のうち、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等であれば直接従事できない工事に直接従事した経験については、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等として従事した実務の経験に限り経験年数に算入する。
- 建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号））施行後の解体工事に係る経験は、とび・土工事業許可又は建設リサイクル法に基づく解体工事登録で請け負ったものに限り経験期間に算入する。
- 所定の用紙に記載しきれないときは、適宜用紙を追加して必要な実務経験に達するまで記載をしてください。
- 法人の解散等の理由により元役員が証明者となる場合、法人の解散、証明者が役員であったことが確認できる閉鎖事項証明書（写し可）を添付して下さい。

指導監督の実務経験証明書

下記の者は、内装仕上 工事に関し、下記の元請工事について指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和2年 10月 1日

様式第9号の記載例と同様。

(登記上) 大阪府大阪市北区中之島4-1-6
(事実上) 大阪府大阪市中央区大手前3-1-4 1

株式会社 近畿建設

証 明 者 代表取締役 近畿 太郎

被証明者との関係 社員

記

技術者の氏名	近畿 一郎		生年月日	平成3年1月18日		使用された 期 間	平成13年 4月から 平成28年 3月まで	
使用者の商 号 は 名 称	株式会社 近畿建設							
発注者名	請負代金の額	職 名	実務経験の内容			実務経験年数		
近畿不動産(株)	48,500千円	工事課長	近畿会館の内装間仕切り工事			平成23年4月から平成23年10月まで		
大阪商事(株)	53,600千円	〃	大阪ビル内装工事			平成24年11月から平成25年3月まで		
(株)大手前	68,300千円	〃	音楽室防音設備工事			平成25年7月から平成25年11月まで		
近畿商事(株)	77,200千円	〃	近畿ビル内装工事			平成26年6月から平成26年12月まで		
関西不動産(株)	45,800千円	〃	関西マンション内装改修工事			平成27年1月から平成27年6月まで		
	千円		請負契約書等により従事した建設工事の具体的な名称を、経験の内容が明らかになるように記入する。			年 月	から	年 月
元請人として直接請け負った契約の相手方の名称を具体的に記入する。	税込みの金額を記入					年 月	から	年 月
	千円					年 月	から	年 月
	千円					年 月	から	年 月
	千円					年 月	から	年 月
	千円					年 月	から	年 月
	千円					年 月	から	年 月
	千円					年 月	から	年 月
	千円					年 月	から	年 月
使用者の証明を得ることができない場合はその理由	使用者と証明者が異なる場合の理由を記入する。 例：平成〇年〇月 会社解散のため 等					合計	満	2年 1月

工事施工期間は重複しないこと。

各経験年数の始まりの月は計算せず、片落ち計算する。
(例)平成25年7月～平成25年11月は4ヶ月となる。

各工事の期間の合計を記入し、2年以上になること。

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成し、請負代金の額が4,500万円以上の建設工事(平成6年12月28日前の建設工事にあつては3,000万円以上のもの、昭和59年10月1日前の建設工事にあつては1,500万円以上のもの)1件ごとに記載すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が従事した工事現場において就いていた地位を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した元請工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

記載方法

この証明書は、特定建設業を受けようとする者のうち、指導監督の実務経験により営業所の専任の技術者となる場合に必要となります。

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について証明者別に作成します。
また、確認資料として、記入した工事の工事請負契約書又は注文書及び請書が必要となります。
- この証明書が必要とされる技術者は、特定建設業の許可を受けようとする者の技術者で、法第15条第2号の「ロ」に該当する者です。
すなわち、一般建設業の許可を受けるに必要な技術者としての要件を備えており、かつ、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が、4,500万円以上であるものに関して、2年以上指導監督的な実務の経験を有する者に限られます。(指定建設業である「土、建、電、管、鋼、舗、園」の建設業の7業種を除く)
- 発注者から直接請け負った建設工事に関する経験のみを認めるものであり、発注者の側における経験又は下請負人としての経験は含まれません。
- 「指導監督的な実務経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。

建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表

令和2年10月1日

営業所の名称	職名	フリガナ
東京営業所	東京営業所長	キンキ イチロウ 近畿 一郎
大阪支店	大阪支店長	キンキ シロウ 近畿 二郎
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・営業所一覧表（別紙二（1）又は（2））に記入した順に記入する。</p> <p>・主たる営業所以外の営業所は全て記入する。</p> </div>		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>役員を兼ねている場合は、「取締役〇〇営業所長」等と記入する。</p> </div>		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ここに記載した内容（営業所の名称、職名、氏名）は、様式第13号の記載内容と一致する。</p> </div>		
<div style="background-color: #ffff00; padding: 10px;"> <p>「建設業法施行令第3条に規定する使用人」とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・略して「令3条の使用人」と呼ばれます。 ・従たる事務所の建設工事の請負契約の締結及びその履行に当たって、一定の権限を有すると判断される者。基本的に支店又は営業所の代表者が該当します。 ・これらの者は、当該営業所において締結される請負契約について総合的に管理することが求められ、原則として、当該営業所において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事（テレワークを行う場合を含む。）していることが求められる。 </div>		

不要なものは削除。申請者が法人の場合は「法人の役員」に該当する。

許可申請者 **（法人の役員等）** の住所、生年月日等に関する調書

~~本 大~~
~~法 定 代 理 人~~
~~法 定 代 理 人 の 役 員 等~~

住 所	大阪府大阪市中央区大手前1-1-1		
氏 名	近畿 太郎	生 年 月 日	昭和 57 年 11 月 21 日生
役 名 等	代表取締役		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし	
上記のとおり相違ありません。			
令和 2 年 10 月 1 日		作成した日付を記入する。	氏 名 近畿 太郎

氏名、職役名の記載は別紙1「役員一覧表」の内容と一致する。

現在の職名を記入。
例：「代表取締役」「取締役」
令3条に規定する使用人を兼ねている場合はその職名も記入する。
例：「取締役〇〇営業所長」等

建設業の行政処分及び行政罰はもちろぬこと、その他の賞罰についても記載するものとし、該当がなければ「なし」とする。

記載要領

- 「（法人の役員等）
（本 大）
（法 定 代 理 人）
（法 定 代 理 人 の 役 員 等）」については、不要のものを消すこと。
- 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
- 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載並びに署名を要しない。
- 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄への記載並びに署名を要しない。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

記載方法

- 別紙一「役員一覧表」に記載した役員全員について作成します。
- 「令3条に規定する使用人」を兼ねている場合は、様式第十三号の「建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書」を省略することができます。

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

住 所	(居所) 大阪府大阪市中央区大手前3-1-4 1 (住民票上) 東京都港区汐留町〇〇-〇〇			住民票上の住所と現在の居所が異なる場合は2段階書きにする。
氏 名	近畿 二郎	生 年 月 日	平成 1 年 3 月 3 日生	
営 業 所 名	大阪支店	所属する営業所名を記入する。		
職 名	取締役 大阪支店長			
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容		
		なし		
	建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、該当がなければ「なし」とする。			
上記のとおり相違ありません。				
	令和 2年 10月 1日	作成した日付を記入する。		氏 名 近畿 二郎

氏名、営業所名、職名の記載は様式第十一号「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表」と一致する。

記載要領

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

記載方法

- 様式第十一号「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表」に記載した者全員について作成します。ただし、役員を兼ねている者については、様式第十二号の「許可申請者の住所、生年月日等に関する調書」をもって、これに代えることができます。（この場合、様式第十二号の「役名等」の欄には、「取締役〇〇営業所長」等と記載して下さい。）

株 主 （出 資 者） 調 書

株主（出資者）名	住 所	所有株数又は出資の価額
近畿 一郎	大阪市中央区大手前3-1-41	3,000株
近畿 二郎	大阪市中央区大手前2-5-45	2,000株
近畿 三郎	大阪市中央区大手前3-5-46	1,000株

株主又は出資者が法人である場合には、その商号又は名称を、個人である場合にはその者の氏名を記入する。

株式会社にあつては、登記事項証明書（商業登記簿）の発行済株式総数の100分の5以上を有する株主は、別紙一の「役員等の一覧表」に株主等として記載すること。
（様式第十二号の提出も必要）

株式会社にあつては、株数を記載するときは「〇〇株」とし、その他の法人にあつては、出資の価格を記載するときは「〇〇円」と、その単位を記入する。

記載要領

この調書は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。

記載方法

- 1 この調書は、許可申請者が法人でかつ、株式会社である場合にあつては、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主、またその他の法人にあつては、出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載します。

決算日を記入する。

貸借対照表

令和2年 3月31日 現在

(会社名) 株式会社 近畿建設

資産の部

I 流動資産			千円
現金預金		205,486	
受取手形		132,355	
完成工事未収入金		81,287	
有価証券			
未成工事支出金		385,933	
材料貯蔵品		53,431	
短期貸付金			
前払費用			
繰延税金資産		2,000	
その他		19,301	
貸倒引当金	△	2,196	
流動資産合計		877,598	①
II 固定資産			
(1) 有形固定資産			
建物・構築物		96,345	
減価償却累計額	△	29,434	66,911
機械・運搬具		105,099	
減価償却累計額	△	60,917	44,182
工具器具・備品		15,699	
減価償却累計額	△	10,191	5,508
土地			49,378
リース資産			
減価償却累計額	△		
建設仮勘定			
その他			
減価償却累計額	△		
有形固定資産合計			165,981 ②
(2) 無形固定資産			
特許権			
借地権			
のれん			
リース資産			
その他			678
無形固定資産合計			678 ③
(3) 投資その他の資産			
投資有価証券		3,102	
関係会社株式・関係会社出資金		2,700	
長期貸付金			
破産更生債権等			
長期前払費用			
繰延税金資産			
その他		19,495	
貸倒引当金	△		
投資その他の資産合計		25,297	④
固定資産合計		191,957	⑤=②+③+④
III 繰延資産			
創立費			
開業費			
株式交付費			
社債発行費			
開発費			
繰延資産合計			⑥
資産合計		1,069,555	⑦=①+⑤+⑥

千円単位で表示。ただし会社法に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。

負債の部

I 流動負債	
支払手形	331,825
工事未払金	118,065
短期借入金	3,000
リース債務	
未払金	
未払費用	10,900
未払法人税等	
繰延税金負債	13,500
未成工事受入金	
預り金	358,750
前受収益	2,319
引当金	
その他	2,017
流動負債合計	840,378 ⑧
II 固定負債	
社債	
長期借入金	118,786
リース債務	
繰延税金負債	
退職給与引当金	2,409
負ののれん	
その他	
固定負債合計	121,195 ⑨
負債合計	961,573 ⑩=⑧+⑨

設定目的を示す名称を記載する。

純資産の部

I 株主資本	
(1) 資本金	40,000 ⑪
(2) 新株式申込証拠金	0 ⑫
(3) 資本剰余金	
資本準備金	
その他資本剰余金	
資本剰余金合計	⑬
(4) 利益剰余金	
利益準備金	5,000
その他利益剰余金	
準備金	
積立金	30,000
繰越利益剰余金	32,982
利益剰余金合計	67,982 ⑭
(5) 自己株式	△ ⑮
(6) 自己株式申込証拠金	⑯
株主資本合計	107,982 ⑰=⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯
II 評価・換算差額等	
(1) その他有価証券評価差額金	
(2) 繰延ヘッジ損益	
(3) 土地再評価差額金	
評価・換算差額等合計	⑱
III 新株予約権	
純資産合計	107,982 ⑲=⑰+⑱
負債純資産合計	1,069,555 ⑳=⑩+⑲ (⑰と⑳は一致する。)

様式第十七号「株主資本等変動計算書」の当期末残高の各数値と一致する。純資産合計額と一致する。

様式第十七号「株主資本等変動計算書」の純資産合計額と一致する。

【財産的基礎等について】

許可要件として、倒産することが明白である場合を除き、建設業の請負契約を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有していることが必要です。既存の企業にあっては、申請時の直前の決算期における財務諸表において判断します。(詳しくは「建設業許可申請の手引き」P9参照)

※財産基礎等の基準に適合するかどうかは当該許可を行う際に判断するものであり、許可をした後にこの基準を適合しないこととなっても直ちに当該許可の効力に影響を及ぼすものではありません。

【一般建設業の許可を受ける場合】 次のいずれかに該当する者であること。

- ① 自己資本の額（純資産合計額）が500万円以上である者
- ② 500万円以上の資金を調達する能力を有すると認められる者
- ③ 許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有する者

【特定建設業の許可を受ける場合】 次のすべての基準を満たす者であること。

- ① 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと
 - ・法人にあっては、貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合に、その額が資本剰余金、利益準備金及び任意積立金の合計額を上回る額をいいます。（利益剰余金合計額+資本剰余金合計額）÷資本金の額×100≦20）
- ② 流動比率が75%以上であること
 - ・流動資産を流動負債で除して得た数値の百分率です。（流動資産合計額÷流動負債合計額≧75%）
- ③ 資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額（純資産合計額）が4,000万円以上であること。

損 益 計 算 書

自 平成31年 4月 1日
至 令和 2年 3月 31日

(会社名) 株式会社 近畿建設

		千円
I 売上高		
完成工事高	1,436,520 ①	
兼業事業売上高	②	1,436,520 ③=①+②
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第三号)の合計額と一致する。 </div>		
II 売上原価		
完成工事原価	1,250,190 ④	(④=②)
兼業事業売上原価	⑤	1,250,190 ⑥=④+⑤
売上総利益(売上総損失)	⑦	
完成工事総利益(完成工事総損失)	186,330 ⑦	
兼業事業総利益(兼業事業総損失)	⑧	186,330 ⑨=③-⑥ =⑦+⑧
III 販売費及び一般管理費		
役員報酬	25,080	
従業員給料手当	52,713	
退職金	501	
法定福利費	3,253	
福利厚生費	4,060	
修繕維持費	575	
事務用品費	2,571	
通信交通費	7,321	
動力用水光熱費	688	
調査研究費		
広告宣伝費	2,745	
貸倒引当金繰入額		
貸倒損失		
交際費	8,978	
寄付金		
地代家賃	7,064	
減価償却費	7,091	
開発費償却		
租税公課	2,392	
保険料	1,264	
雑費	6,857	
営業利益(営業損失)		133,157 ⑩ 53,172 ⑪=⑨-⑩
IV 営業外収益		
受取利息及び配当金	5,824	
その他	1,563	7,387 ⑫
V 営業外費用		
支払利息	21,181	
貸倒引当金繰入額		
貸倒損失		
その他		21,181 ⑬
経常利益(経常損失)		39,378 ⑭=⑪+⑫-⑬
VI 特別利益		
前期損益修正益		
その他	4,550	4,550 ⑮
VII 特別損失		
前期損益修正損		
その他	10,010	10,010 ⑯
税引前当期純利益(税引前当期純損失)	33,918 ⑰=⑭+⑮-⑯	
法人税、住民税及び事業税	13,000	
法人税等調整額	△2,000	11,000 ⑱
当期純利益(当期純損失)	22,918 ⑲=⑰-⑱	

健康保険、厚生年金、労働保険等の保険料の事業主負担額及び児童手当拠出金の経費を含める。

様式第十七号「株主資本等変動計算書」の当期純利益と一致する。

完成工事原価報告書

自平成28年 4月 1日

至平成29年 3月31日

(会社名) 株式会社 近畿建設

千円

I 材料費	350,053
II 労務費	146,272
(うち労務外注費 20,000)		
III 外注費	515,093
IV 経費	238,771
(うち人件費 66,610)		

基本的に経費のうち従業員給与手当、退職金、法定福利費及び福利厚生費を計上する。

完成工事原価

1,250,190 ㊶ (㊶=㊵)

科 目	摘 要
材料費	工事のために直接購入した素材、半製品、製品、材料貯蔵品勘定等から振り替えられた材料費（仮設材料の損耗額等を含む。）
労務費	工事に従事した直接雇用の作業員に対する賃金、給料及び手当等。工種・工程別等の工事の完成を約する契約でその大部分が労務費であるものは、労務費に含めて記載することができる。
(うち労務外注費)	労務費のうち、工種・工程別等の工事の完成を約する契約でその大部分が労務費であるものに基づく支払額
外注費	工種・工程別等の工事について素材、半製品、製品等を作業とともに提供し、これを完成することを約する契約に基づく支払額。ただし、労務費に含めたものを除く。
経 費	完成工事について発生し、又は負担すべき材料費、労務費及び外注費以外の費用で、動力用水光熱費、機械等経費、設計費、労務管理費、租税公課、地代家賃、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費、雑費、出張所等経費配賦額等
(うち人件費)	経費のうち従業員給料手当、退職金、法定福利費及び福利厚生費

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 平成31年 4月 1日
至 令和 2年 3月 31日

(会社名)

(株) 近畿建設

千円

	株 主 資 本								評 価 ・ 換 算 差 額 等				新株 予約権	純資産 合 計	
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			自己 株式	株主 資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金			評価・ 換算差 額等 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金		資本 剰余金 合計	任意 積立金	繰越 利益 剰余金								
前期末残高	40,000				5,000	25,000	18,864	48,864		88,864					88,864
当期変動額															
新株の発行															
剰余金の配当							△3,800	△3,800		△3,800					△3,800
当期純利益							22,918	22,918		22,918					22,918
自己株式の処分															
任意積立金の積立						5,000	△5,000								
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)															
当期変動額合計						5,000	14,118	19,118		19,118					19,118
当期末残高	40,000				5,000	30,000	32,982	67,982		107,982					107,982

前期の貸借対照表の「純資産の部」の各数値と一致する。

損益計算書の「当期純利益」と一致する。

当期の貸借対照表の「純資産の部」の各数値と一致する。

注 記 表
 自 平成 31 年 4 月 1 日
 至 令和 2 年 3 月 31 日

(会社名) (株) 近畿建設

注

- 1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況
- 2 重要な会計方針
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券
 - ア 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法
 （評価差額は全部純資産直入法で処理、売却原価は移動平均法で算定）
 - イ 時価のないもの 移動平均法による原価法
 - ② 販売用不動産
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産 建物については定額法、その他の資産は定率法
 - ② 無形固定資産 定額法
 - (3) 引当金の計上基準
 貸倒引当金の計上基準
 一般債権については法人税法の規定による法定繰入率、その他の債権については個々の債権の回収可能性を勘案して計上している。
 - (4) 収益及び費用の計上基準
 工事収益の計上基準
 期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用している。
 - (5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法
 税抜方式 経営事項審査を受ける場合は税抜方式で記載する。
 - (6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項
 該当なし
- 3 会計方針の変更
- 4 表示方法の変更
- 5 会計上の見積りの変更
- 6 誤謬の訂正
- 7 貸借対照表関係
 - (1) 担保に供している資産及び担保付債務
 - ① 担保に供している資産の内容及びその金額
 - ② 担保に係る債務の金額
 - (2) 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額
 受取手形割引高 〇〇〇〇千円
 - (3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務
 - (4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務
 - (5) 親会社株式の各表示区分別の金額
 - (6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額
- 8 損益計算書関係
 - (1) 工事進行基準による完成工事高
 - (2) 売上高のうち関係会社に対する部分
 - (3) 売上原価のうち関係会社からの仕入高
 - (4) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額
 - (5) 関係会社との営業取引以外の取引高
 - (6) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）
 該当なし
- 9 株主資本等変動計算書関係
 - (1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数
 普通株式 〇〇〇〇株
 - (2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数
 普通株式 〇〇〇〇株
 - (3) 剰余金の配当
 平成 27 年 6 月 1 日 定時株主総会
 ア 配当総額 〇〇〇〇円
 イ 一株あたりの配当額 〇〇円
 ウ 配当原資 利益剰余金
 エ 基準日 平成 26 年 3 月 31 日
 オ 効力発生日 平成 26 年 8 月 1 日
 - (4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数
 なし

- 10 税効果会計
- 11 リースにより使用する固定資産
- 12 金融商品関係
 - (1) 金融商品の状況
 - (2) 金融商品の時価等
- 13 賃貸等不動産関係
 - (1) 賃貸等不動産の状況
 - (2) 賃貸等不動産の時価
- 14 関連当事者との取引

取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有(被所有)割合	関係内容	科目	期末残高(千円)

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1) 取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有(被所有)割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高(千円)

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針

(3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

15 一株当たり情報

- (1) 一株当たりの純資産額
- (2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失

16 重要な後発事象

17 連結配当規制適用の有無

18 その他

(記載方法)

記載を要する注記は、以下のとおりです。

	株 式 会 社			持分会社
	会計監査人 設置会社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡制 限会社	
1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況	○	×	×	×
2 重要な会計方針	○	○	○	○
3 会計方針の変更	○	○	○	○
4 表示方法の変更	○	○	○	○
5 会計上の見積りの変更	○	×	×	×
6 誤謬の訂正	○	○	○	○
7 貸借対照表関係	○	○	×	×
8 損益計算書関係	○	○	×	×
9 株主資本等変動計算書関係	○	○	○	×
10 税効果会計	○	○	×	×
11 リースにより使用する固定資産	○	○	×	×
12 金融商品関係	○	○	×	×
13 賃貸等不動産関係	○	○	×	×
14 関連当事者との取引	○	○	×	×
15 一株当たり情報	○	○	×	×
16 重要な後発事象	○	○	×	×
17 連結配当規制適用の有無	○	×	×	×
18 その他	○	○	○	○

【凡例】 ○・・・記載要、 ×・・・記載不要

附 属 明 細 表

令和 年 月 日現在

附属明細表は、株式会社で、資本金の額が1億円超もしくは最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上の会社のみ提出が必要です。
ただし、金融商品取引法第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。

1 完成工事未収入金の詳細

相手先別内訳

相手先	金額
	千円
計	

滞留状況

発生時	完成工事未収入金
当期計上分	千円
前期以前計上分	
計	

貸借対照表の流動資産の完成工事未収入金の額と一致する。

貸借対照表の流動資産の短期貸付金の額と一致する。

2 短期貸付金明細表

相手先	金額
	千円
計	

3 長期貸付金明細表

相手先	金額
	千円
計	

貸借対照表の固定資産の長期貸付金の額と一致する。

4 関係会社貸付金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

5 関係会社有価証券明細表

株 式	銘柄	一株の金額	期 首 残 高			当 期 増 加 額		当 期 減 少 額		期 末 残 高			摘 要
			株式数	取得価額	貸借対照表計上額	株式数	金額	株式数	金額	株式数	取得価額	貸借対照表計上額	
		千円		千円	千円		千円		千円		千円	千円	
	計												
社 債	銘柄	期 首 残 高		当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高		摘 要					
		取得価額	貸借対照表計上額			取得価額	貸借対照表計上額						
		千円	千円	千円	千円	千円	千円						
	計												
そ の 他 の 有 価 証 券	銘柄	期 首 残 高		当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高		摘 要					
		取得価額	貸借対照表計上額			取得価額	貸借対照表計上額						
	計												

6 関係会社出資金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

7 短期借入金明細表

借入先	金額	返済期日	摘要
	千円		千円
計			

貸借対照表の流動負債の部の短期借入金の額と一致する。

8 長期借入金明細表

借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

貸借対照表の固定負債の長期借入金の額と一致する。

9 関係会社借入金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

10 保証債務明細表

相手先	金額
	千円
計	

記載要領

- 1 株式会社で、資本金の額が1億円超もしくは最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上の会社のみ添付が必要です。
- 2 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条の規定により、有価証券報告書を内閣総理大臣に提出する場合は、付属明細表の4、5、6及び9の記載を省略することができます。この場合は、同条の規定により提出された有価証券報告書に記載された連結貸借対照表の写しを添付してください。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示してください。
（ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。）

営 業 の 沿 革

創業以後の沿革	昭和44年 4月 1日	創業	事業（建設業以外の業を含む。）を開始した年月日を記載。
	昭和48年 4月 1日	株式会社 近畿建設 設立（資本金 1,000万円）	
	昭和56年 6月 2日	東京営業所開設	
	昭和61年11月 1日	資本金の増額（資本金40,000万円）	
	年 月 日		商号又は名称、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開 等について記載。
	年 月 日		
	年 月 日		創業以後最初に許可を取得した年月日を記載する。

建設業の登録及び許可の状況	昭和49年 5月16日	最初の建設業登録 大阪府知事許可（特49）第1234号 土木、とび・土工	
	昭和60年 8月18日	建設大臣許可（許可換え新規）（特-60）第12345号 土木、とび・土工	
	平成28年 6月14日	国土交通大臣許可（業種追加）（般-28）第12345号 管	
	年 月 日		更新の記載は省略できる。失効や廃業については記載が必要。
	年 月 日		
	年 月 日		記載する内容は ①申請の種類（新規・許可換え新規・般特新規・業種追加） ②登録又は許可番号 ③登録又は許可を受けた業種 ・・・業種については略号を使用しても良い。 （土、建、と・・・等）
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		

賞罰	年 月 日	なし	行政処分、行政罰、その他の罰を受けた場合等についても記載する。賞罰がなければ「なし」と記入する。
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		

記載要領

- 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）について記載すること。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

所 属 建 設 業 者 団 体

団 体 の 名 称	所 属 年 月 日
<div data-bbox="130 324 710 459" style="border: 1px solid black; background-color: #90EE90; padding: 5px;"><p>「団体の名称」は、建設業法第27条の37の規定に基づき、国土交通省又は都道府県に提出を行っている団体が対象となる。 加入していない場合は「未加入」と記入。</p></div>	

記載要領

「団体の名称」の欄は、法第27条の37に規定する建設業者の団体の名称を記載すること。

主 要 取 引 金 融 機 関 名

政 府 関 係 金 融 機 関	普 通 銀 行 長 期 信 用 銀 行	株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫 信 用 金 庫 ・ 信 用 協 同 組 合	そ の 他 の 金 融 機 関
	近畿銀行大手前支店	大阪中央信用金庫天満橋支店	
<p>・「政府関係金融機関」は独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載する。</p> <p>・本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区分まで記載する。（例：〇〇銀行〇〇支店）</p>			

記載要領

- 1 「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載すること。
- 2 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。
（例 〇〇銀行〇〇支店）

関連法	証明資格	コード	資格区分		建設業の種類																																
			資格名	資格種別	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	舗	板	ガ	差	防	内	機	絶	送	配	井	異	水	清	消	解				
										7・8														7・8													
									7・8																	7・											
									7・8																												
																					7・8																
									7・8																												
その他			90		建設業法施行規則第7条の3の第1号、第2号(上記コード11～98に該当するものを除く)及び第3号該当		7・	7・	7・8	7・8	7・8	7・8	7・8	7・8	7・	7・	7・8	7・	7・8	7・8	7・8	7・8	7・8	7・8	7・8	7・8	7・8	7・8	7・8	7・8	7・8	7・8	7・8	7・8	7・8	7・8	

凡例:
 「7・8」は「特定7業種」を表す。
 「7・9」は「一般建設業」の場合に「7」を記載、特定建設業の場合は「8」を記載し、数字は「有資格コード」を表す。また、他の番号も同様で、左側は「一般」、右側は「特定」としている。
 「有資格コード」:(一)建設業「1」=法第7条第2号イ該当、「4」=法第7条第2号ロ該当、「7」=法第7条第2号ハ該当
 「有資格コード」:(特定建設業)「2」=法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当、「3」=法第15条第2号ハ該当(同等イと同等以上)、「6」=法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
 「有資格コード」:(特許建設業)「8」=法第15条第2号ハ該当(同等イと同等以上)、「9」=法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当、「9」=法第15条第2号イ該当
 (注1)配管:職業訓練法施行令の一部を改正する政令(昭和48年政令第96号。以下「昭和48年改正政令」という。)による改正後の配管とするものにおいては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られる。
 (注2)鉄工:昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにおいては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られる。
 (注3)鉄筋施工:昭和48年改正政令による改正後の鉄筋工とするものにおいては、選択科目を「鉄筋施工前作業」及び「鉄筋施工後作業」とするもの双方に適合した者に限られる。
 (注4)鉋金・鉋金工:建設工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の鉋金又は鉋金工とするものにおいては、選択科目を「建築鉋金作業」とするものに限られる。鉋金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はない。
 (注5)木工:昭和48年改正政令による改正後の木工とするものにおいては、選択科目を「建築製作作業」とするものに限られる。

許可申請書と添付書類一覧

様式番号	書類の名称 ○…省略可能 △…変更がなければ省略可能 ◇…更新申請をする建設業に関しては省略可能 □…該当する書類を提出	要◎ 否×		省略可能な書類									
		法人の場合	個人の場合	新規	許可換え新規	一般特新規	業種追加	更新	一般特新規+業種追加	一般特新規+更新	業種追加+更新	一般特新規+業種追加+更新	
第1号	建設業許可申請書	◎	◎										
別紙1	役員等の一覧表(注1)	◎	×										
別紙2(1)	営業所一覧表(新規許可等)	◎	◎						-				
別紙2(2)	営業所一覧表(更新)	◎	◎	-	-	-							
別紙3	収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄	◎	◎										
別紙4	専任技術者一覧表(注2)	◎	◎										
第2号	工事経歴書	◎	◎						○			◇	
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	◎	◎						○				
第4号	使用人数	◎	◎						○				
第6号	誓約書	◎	◎										
-	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書【登記されていないことの証明書】(注3)	◎	◎										
-	成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産等で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書【身分証明書】(注4)	◎	◎										
第7号	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書	◎	◎	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
第7号別紙	常勤役員等の略歴書(注5)	◎	◎	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	◎	◎	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
第7号の2別紙1	常勤役員等の略歴書(注5)	◎	◎	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
第7号の2別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	◎	◎	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
-	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の健康保険被保険者証カード(両面)(写し)※別紙⑤参照	◎	◎					○		○			
-	経營業務の経験を確認する資料(商業登記簿謄本等)※別紙⑤参照	◎	◎					○	○	○		○	
第7号の3	健康保険等の加入状況	◎	◎										
-	健康保険等の保険料納入に係る領収証書又は納入証明書※別紙⑤参照	◎	◎										
-	労働保険概算・確定保険料申告書(写)、領収証書(写)(雇用保険料に係るもの)※別紙⑤参照	◎	◎										
第8号	専任技術者証明書(新規・変更)(注6)	◎	◎						-				
-	専任技術者の健康保険被保険者証カード(両面)(写し)※別紙⑤参照	◎	◎					△		△			
-	技術検定合格証明書等の資格証明書	◎	◎						○			◇	
-	卒業証明書(原本)	◎	◎						○			◇	
-	監理技術者資格者証(注6)	◎	◎						○			◇	
第9号	実務経験証明書	◎	◎						○			◇	
第10号	指導監督的実務経験証明書	◎	◎						○			◇	
-	専任技術者の実務経験を確認する資料 ※別紙⑤参照	◎	◎						○			◇	
第11号	建設業法施行令3条に規定する使用人の一覧表	◎	◎										
第12号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等)の住所、生年月日等に関する調書(注7)	◎	◎										
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書(注8)	◎	◎										
-	定款	◎	×					△	△	△		△	
第14号	株主(出資者)調書	◎	×					△	△	△		△	
第15号	貸借対照表(法人)	◎	×					○	○	○		○	
第16号	損益計算書・完成工事原価報告書(法人)	◎	×					○	○	○		○	
第17号	株主資本等変動計算書	◎	×					○	○	○		○	
第17号の2	注記表	◎	×					○	○	○		○	
第17号の3	附属明細表(注9)	◎	×					○	○	○		○	
第18号	貸借対照表(個人)	×	◎					○	○	○		○	
第19号	損益計算書(個人)	×	◎					○	○	○		○	
-	履歴事項全部証明書(商業登記簿)	◎	◎						○	△	○	△	
第20号	営業の沿革	◎	◎						○		○		
第20号の2	所属建設業者団体	◎	◎						○	△	○	△	
-	納税証明書(納付すべき額及び納付済額)(注10)	◎	◎						○	○	○	○	
第20号の3	主要取引金融機関名	◎	◎						○	△	○	△	
-	営業所の写真(営業所の外観・入口付近・内部・標識等)※別紙⑤参照	◎	◎						○	○	○	○	

〔許可申請書等の作成上の注意事項〕

- (注1) ・別紙1「役員等の一覧表」の「役員等の氏名及び役名等」の欄に記載する者は、建設業法第5条第3号に規定する役員等に該当する者です。本別紙には、「相談役」及び「顧問」のほか、「その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者」である可能性がある者として、少なくとも「総株主の議決権の100分の5以上を有する株主」及び「出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者」(個人であるものに限る。以下「株主等」という。)について記載します。
- ・その他、役職の如何を問わず取締役と同様以上の支配力を有するものがある場合には、その者も記載します。
 - ・株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載します。「常勤・非常勤の別」の欄は記載不要です。
 - ・取締役が株主を兼ねる場合には、「株主等」の併記は不要です。
 - ・**取締役等に準ずる者としての職制上の地位について、常勤役員等(経営業務の管理責任者)の個別認定を受けた者も記載が必要となります。**
- (注2) 別紙4「専任技術者一覧表」は、「営業所一覧表」(別紙2)に記載した営業所順に専任技術者名を記載します。
- (注3) 「登記されていないことの証明書」とは、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書です。役員及び建設業法施行令第3条に規定する使用人の全ての証明書が必要です(取締役等に準ずる者として執行役員等の地位で経営業務管理責任者の個別認定を受けた者も必要)。外国籍の方は、必ず国籍欄に記載した証明書を取得して下さい。
- (相談役、顧問、株主等、その他役職を問わず取締役と同様以上の支配力を有する者は提出は不要です。)
- 【取得先】 法務局・地方法務局(本局)
- 【証明事項】 「後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人とする記録がない」ことの証明
- 【有効期間】 申請又は届出日前3ヶ月以内に発行されたものであるものとする。
- ※本証明書については、医師の診断書に代えることが可能です。その際は事前にご相談下さい。
- (注4) 「身分証明書」とは、成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市区町村の長の証明書です。役員及び建設業法施行令第3条に規定する使用人の全ての証明書が必要です(取締役等に準ずる者として執行役員等の地位で経営業務管理責任者の個別認定を受けた者も必要)。外国籍の方は省略可です。
- (相談役、顧問、株主等、その他役職を問わず取締役と同様以上の支配力を有する者は提出は不要です。)
- 【取得先】 本籍地の市区町村役場の戸籍事務担当窓口
- 【証明事項】 1. 禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていないこと。
2. 後見の登記の通知を受けていないこと。
3. 破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていないこと。又は破産の通知を受けていないこと。
- 【有効期間】 申請又は届出日前3ヶ月以内に発行されたものであるものとする。
- ※証明事項1.及び2.については、医師の診断書に代えることが可能です。その際は事前にご相談下さい。
- (注5) 第7号別紙、第7号の2別紙1の「常勤役員等の略歴書」は、要件を満たす常勤の役員、常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者それぞれについて記載するものとし、「従事した職務内容」の欄には、建設業の経営経験が明らかになるように具体的に記載して下さい。また、「賞罰の内容」欄も具体的に記載して下さい。
- (注6) ・第8号「専任技術者証明書」に記載された者の担当業種に対応する技術資格を証明する資料のみ必要です。
- ・指定学科を卒業後、実務経験で一般建設業の専任技術者となる場合は、当該業種の指定学科であることが確認できる「卒業証明書」及び「実務経験証明書」が必要になります。
 - ・「監理技術者資格者証」により資格を証明する場合は、「卒業証明書」、「実務経験証明書」、「指導監督的実務経験証明書」及び「技術検定合格証明書等」の提出は不要です。
 - ・資格の内容によっては、資格取得後に実務経験が必要な場合があります。(第2種電気工事士等)
 - ・専門学校卒業者で、「高度専門士」又は「専門士」の方は、称号が確認できる証明書の提出が必要です。(「卒業証明書」に記載のある場合は不要です。)
 - ・「登録基幹技能者講習修了証」により実務経験を証明する場合、原則として講習修了証に「実務経験を有する建設業の種類について建設業法第26条第1項に定める主任技術者要件を満たすと認められる」ことの記載が必要があります。なお、「実務経験証明書」の提出は要しません。
 - ※「監理技術者資格者証」及び「登録基幹技能者講習修了証」は、有効期間が切れている場合であっても、「資格」や「実務経験」は認められます。
- (注7) ・別紙1「役員等の一覧表」に記載された全ての者が必要です。(経営業務の管理責任者については省略可能)
- ・株主等、相談役、顧問は、「賞罰」欄への記載並びに署名は必要ありません。
- (注8) 「建設業法施行令第3条に規定する使用人一覧表」に記載された全ての者が必要です。(役員等の兼務省略可)
- (注9) 附属明細表については、特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が提出します。
- ただし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。
- ① 資本金の額が1億円超であるもの
 - ② 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であるもの
- (注10) 申請者が法人の場合は、主たる営業所の所轄税務署の法人税の「納税証明書」(その1 納税額等証明用)、個人の場合は所得税の「納税証明書」を添付して下さい。